

十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕

染井 千佳

はじめに

古代の武官は、内外巡察・各所の警衛を担当した衛府や馬寮・彈正台など、武装して乱闘や殺傷事件の犯人を捕らえる追捕や武芸での奉仕を担った官職を指す。^①

九世紀初頭の律令衛府制度改定による六衛府制度確立以降、令外官である檢非違使・滝口・北面の成立によって武官制度が完成する。追捕は檢非違使と衛門府^③とに集中し、他の武官は近衛府^④を中心に儀仗兵としての役割を主とする。十二世紀に武士身分が成立すると、檢非違使・衛門府の追捕も減少すると考えられ、儀式・呪術的な役割を強調され、武官が行う武力行使の側面は顧みられなくなる。^⑤これは地方でも同様で、国衛軍制の動員・臨時の追捕使派遣は、在庁官人層の武士化に伴い変質する。^⑥武士の成立が武官の武力を形骸化させたことには概ね賛同できる。

このような理解の中で、武官の武力については詳細な検討がなされてこなかった。古代の政治体制の中で、年中行事・国衙機構への奉仕が政治的に意味を持つことは知られているが、^⑦根源となる武官の武力についての検討は不十分である。武士論の立場においても、近衛府系武官の弓馬芸・武具が武士の武芸に影響を与えたこと、^⑧左右衛門府が兼任した檢非違使・滝口・北面に多数の武士が就任したことは知られている。また、権門勢力の伸張に伴う撰閔期・院政期の社会変化の

中で、検非違使を中心にした治安維持や権門の権力行使について触れられるようになってきている。⁽⁹⁾ 武官研究がまだ不十分な中、これらの論は非常に有効であるが、官職・制度史からの見解である。いずれも武官の武力の実際は概括されるばかりで、詳細は明らかでない。

本稿では、これまで漠然と理解されてきた武官の実態を武力から明らかにするため、武士発生論で着目されてきた武芸ではなく、追捕に着目した。また、十世紀から十二世紀半ば（保元の乱）の、諸権門成立に伴う社会情勢の変化が、武力行使・保有にどのような影響も与えたのかを考察したい。一般に、武官は古代的な権力装置として捉えられている。武官の武力を明らかにすることで、治安維持の実際を明らかにするとどまらず、古代の官職制度が中世の武家政権の成立にどのように影響を与えたかを考察する一端となれば幸いである。

一、追捕の実態

1、追捕の主体

表1は、宇多朝の寛平年間（八八九）から保元の乱（一一五六）までの期間に起きた強盗・殺人・乱闘を時代順に並べたものである。動員の規模が大きい天慶の乱・忠常の乱・前九年の役・後三年の役にかかわる事例⁽¹⁰⁾は除外した。また事件の発生が解つても、追捕・捜索の実情が不明な場合は掲げていない。管見の限り三〇四例が該当するが、史料とその性格によって偏りがある点は留意しなくてはならない。これは史料の伝存と記主によって偏りがあるためである。三〇四例中八〇例を永久二年の記事が占めているのは、検非違使別当であった藤原宗忠の『中右記』が残存しており、かつ宗忠が詳細な記事を残したことに起因する。⁽¹¹⁾ 事項は記主の関心に左右され、時期による違いを事例の分布や多寡から指摘することは難しい。

十〜十二世紀半ばの追捕を律令官制・令外官による分布から見ると、ほとんどの事件で武官が追捕・捜索に当たってお

り、摂関期・院政期による時代的なばらつきも見られないことがわかる。⁽¹²⁾ 追捕においては、保元の乱頃まで、武官が主体的役割を担っていたことが言える。

活躍する武官のうち、最も数が多い武官は衛門府を兼任する検非違使官人であり、とくに衛門尉を兼ねる追捕尉が中心的役割を果たしている。⁽¹³⁾ 理由としては、検非違使が強殺二犯の取締を主な対象としていること、⁽¹⁴⁾ 犯人追捕後の裁判権を持ち他の官職が捕えた犯人が最終的に検非違使に引き渡されることが影響していると考えられる。同じく京内警備を担う六衛府でも、近衛府(表1—10/15/23/49/55/68/84/97/110/117/129)や兵衛府(表1—3/48/70/78/84/168/177/274/294)は、衛門府・検非違使に比べ少ない。⁽¹⁵⁾

地方での追捕は、警察権を有している国司による追捕が主である(表1—2/14/27/36/41/46/63/70/160/169/173/200/208/230/262/284/287/295)。以上を踏まえ、本稿では事例数の多い衛門府官人・検非違使官人による追捕を中心に、十〜十二世紀半ばの武官の活動を明らかにしよう。

2、事発による違い

衛門府・検非違使が関わる事項と、そうでない事項の違いは何か。確認すると、事発の場所によって偏りがあることが解る。本節ではこの点から考察する。

原則として、強盗・殺人・乱闘の取締は、事件の起こった場所(以下事発)を担当する官司に責任がある。盗難や乱闘が起きた際、制止を加えるべきは所管官司であり、所管官司が文官であれば武官が副えられる。⁽¹⁶⁾

もっとも端的にあらわれるのが二例ある夜行の警備場所である(表1—4/5/12/15/18/23/24/28/29/30/33/35/37/38/42/45/57/103/117/175/209)。表1—23天慶二年四月の夜行では「令⁽¹⁷⁾六衛府・左右馬寮等⁽¹⁸⁾、捜⁽¹⁹⁾索京中盗⁽²⁰⁾」(『貞信公記』同年四月二十九日条)とあるように、夜間、京中の群盗を武官・馬寮に搜索させている。この時の分

担は「先召^二左右檢非違使等^一、密々仰^下可^レ固^二会坂・龍華越・大江山・山崎・淀等道^一之由^上、次召^三諸衛^一仰^レ之、巳時東西各分^レ手率^二隨兵^一、隨^三差文^一罷出、搜^三索京中^一、又有^三藏人^一、仰^二小舍人左右近番長已下等^一、搜^三索宮中司々^一」(『本朝世紀』同年四月二十九日条)と、宮中は近衛番長以下、京内は六衛府、会坂・龍華越といった平安京の境や外は檢非違使が担当している。平安京内の夜行については院政期まで同様の場所による区分があるが、表1—38のように保長が関わるのは初期の段階のみで、次第に檢非違使・諸陣に加え「募^三權門高家^一」(表1—175、『殿曆』康和四年一〇月一九日条)が動員されるようになる。

追捕にも場所が関わるであろうか。まず宮中は、令制下より舍人や陣直²⁰といった近衛府・兵衛府の下級官人が宿直して警護していた。宮中ではしばしば群盜の侵入(表1—43/58/69/84/104/106/116/120/138/146/149/151/153/158/170)、下人等の鬪争(表1—33/49/51/71/79/82/89/97/101/122/123/125/135/168/198)が起きるため、警護の武官が必要であり、現行犯を取り逃がすと叱責があった(表1—84/101/106)。一方、時代が下って新設された滝口も宮中警衛に当たった。滝口が宮中に弓箭を持ち込んでいたことは明らかである(表1—58/106/110/120/138/170)。これらの六例は、滝口の活動が宮中か齋院に限定されている。齋院の警備については表1—110から、滝口二人が宿直に当たっていたこと、この時の群盜侵入をきっかけに滝口紀惟光を長く宿直とする宣言を下したことがわかる。場合によっては賜祿や昇進などの褒賞がある(表1—106/116)。以上、宮中事発は陣直と滝口が追捕に当たる原則が確認できた。

平安京内は衛門府とその兼任である檢非違使がほとんどを占める。数が多いため、この点は二章で触れる。

平安京外については、先の表1—23で京近郊に檢非違使が派遣されたように、犯人が京外にいる場合に檢非違使が派遣される(表1—53/63/70/73/75/111/130/134/137/200/224)。これとは別に、表1—10/129は近衛府からの派遣である。10は後述するように春日使の警護、129は部領使が日記を在地から持ってくる事例であり、相撲節会部領使²¹の職掌を兼ねている。他に近衛府官人が追捕に関わる使命を帯びて京外に出る例は管見の限りではない。

武官の京外派遣については、派遣される検非違使がそれぞれに一人から三人の従者や火長を率いた(表1—130)。しかしながら在地では、第一節で挙げた表1—2/14/27/36/41/46/63/70/160/169/173/208/262/284/287/295の事例からわかるように、国司による追捕が一般的である。在地においても現地主義が取られ、大きな合戦に発展しない限り、宣旨か官符が当該国司に下り、国司が在庁官人を動員して追捕するか、派遣された検非違使が当たり、追捕後には京内の獄に下されたと思われる⁽²²⁾。

最後に、権門への介入について、世俗と宗教に分けて触れておく。世俗権力としては撰閥家を始めとする権門勢家の下の扱いであるが、本主が下手人を差出し、または私的制裁を加えていたことは先行研究でも知られている⁽²³⁾。寺社勢力においてもほぼ同じで、寺社地での殺人・口論が発展した傷害事件・窃盗侵入・神人や悪僧の犯罪は、別当などを通して寺社内で裁かれた後、検非違使に引き渡される(表1—81/145/147/181/182/202/204/207/210/260/263/288/303)。表1—145のように複数の寺社にまたがる場合、朝廷が裁定に乗り出し、武官が派遣される。表1—185/239のような莊園を巡るトラブルも、朝廷が訴えを受けている。表1—10は春日祭使に近衛府官人を付した事例であるが、これは大和国内で群盗の風聞があったために取られた措置であり、平安京から大和春日社に向かう春日祭使には従来から近衛府官人が同行しているものの、特記されていることが注意される(『西宮記』六八)。強訴については二章で述べる。

以上、検非違使・衛門府と近衛・兵衛府、国司の対応が、事発によって緩やかに分かれていたことが言える。追捕に当たることの多かった官職は、検非違使・衛門府官人である。また事発によって官職に違いがあることは、事件に対し官職を超えて個人が応対したのではなく、官職によって緩やかに制限されていると言いかえられる。

3、追捕の手續き

本章の最後に、追捕の実際について、どのような手續きを経て武力行使がなされたかをみておく。

表1—124の事例を挙げる。平安京内で、権門からの指示を受け検非違使が応対した事例である。検非違使が追捕に当たるとき、まず別当宣か官符が出されることが多い。権門による「召仰」や、天皇による勅がある例も少なくはないが、原則は別当を経由したのではないかと考えている。なおこの時の検非違使別当は、記主実資の甥にあたる藤原経通である。

『小右記』万寿元年三月十一日条

十一日、戊戌、検非違使左衛門尉（藤原）顯輔云、昨日盜、（イ）依（道長）禪室并（頼通）関白仰、使官人等不能早捕、依被（優）左衛門命婦、亦有（彰子）太皇太后宮仰、就中（藤原）禪門仰云、不可捕、只早官人等可罷去者、（ロ）別当仰云、默而捨去不可然、拳近辺可企捕得之謀者、（ハ）命婦子顯長朝臣被催使官人等、陳可相代母命婦之由、令通盜人、申云、得顯長可免母者、此間臨夜、顯長入戸内脱母難、（ニ）盜云、可得上馬・鞍并弓箭・大刀・絹三疋・糧者（絹卷）身、米納囊付腰、家人等皆悉与盜、聊許開戸見、馬称驚馬由不得、其後引出上馬、（ホ）永昭僧都、又見之、（ホ）夜深与顯長乘馬、顯長乘鞍、盜騎馬尻、此間閉門不入雜人、漸欲出門、門左右腋有人、驚而婦入、（ヘ）即追却、次開出行之間、未及町使官人隨兵（後聞、直方郎等）射盜、其矢射自背、少許当顯長、盜落、此間射矢如雨、六隻立身即死者、其後別当來談、大略如顯輔言、如雨射間顯長左方手拇已被射切云々、（後略）

実資は事件が収束してから報告を受けたが、前夜、検非違使が強盜を追捕していること、その強盜が平安京内の左衛門命婦宅に逃げ込んだこと、検非違使らがその住宅を取り囲んだことは聞いていた（同日条）。追捕の検非違使が住宅を取り囲むことはしばしば起きており、ここでも強盜の侵入した住宅を取り囲んでいる。⁽²⁵⁾

表1—124の場合、（イ）強盜が命婦を人質に取った。この命婦は中関白家藤原伊周の未亡人であり、道長らが命婦の危険を避けるべく検非違使を制止しようだ。（ロ）別当経通は事態の収束を計り、（ハ）命婦の息子（顯長）と人質交換を行った。（ニ）強盜は馬と武具・絹・食料を要求、（ホ）深夜になると人質を連れ宅から出た。（ヘ）住宅を取り囲んでい

た検非違使官ららが雨の如く矢を射かけ、強盗を殺害した。²⁶⁾

この事例は現行犯で追捕されているため、事前の文書発給手続きなどはわからない。通常だと事実確認のため、被害者・加害者双方から日記²⁷⁾が提出される。同時に、検非違使（衛門府官人）を現地に派遣し、あるいは被害者・加害者を検非違使庁（或いは別当宅）に呼び出して訊問（勘問・召問・拷訊）する。ここで疑わしい者は獄に下されるか、本主によって拘禁される。訊問ののち、承伏（罪を認めること）すると量刑が確定する。ここで検非違使庁の獄に下されるか、本主のもとで拘禁されるかは場合による。なお追捕に成功した武官は、しばしば賜祿された（表1—9／22／40／78／105／106／116／162）。

天皇・院・摂関家の追捕への介入が指摘されているが、この事例からは、別当を経由して介入すること、また最終的な判断は別当や現場で行われている点を指摘したい。別当は官職にある間、尉官以下の検非違使らを指揮・統制して追捕に当たったと言える。

また、(へ)部分からは、衛門府官人・検非違使らが率いた兵が弓で武装していたことがわかる。また先に見た滝口同様、武装には弓が用いられていた点を強調したい。

以上から、武官による十〜十二世紀半ばでの追捕の様相をまとめる。

① 検非違使の役割が大きい。これは検非違使の職掌が追捕で終わらず、その後の糾弾も職掌として含んでいることが影響している。また在地や寺社間の問題解決に派遣される武官も、ほぼ検非違使である。

② 武官の職掌によって管轄が決まっている。宮中は近衛・兵衛、平安京内は衛門府と兼任である検非違使で、京外には派遣の形を取る。在地では国司が主導する。原則として平安京外に派遣されるのは検非違使である。

③ 武官は弓箭で武装する。口論が過熱して抜刀し、傷害事件に発展すると、これを取り押さえる際、弓が非常に強力な

武器であった。

史料の残存状況に偏りがあるため、大まかな傾向を読み解くとどまるが、少なくとも武官が追捕において大きな役割を果たしていたこと、その状態が保元の乱直前まで続くことが言える。また、武官でも特に検非違使・衛門府の活躍が大きいのである。

二、武官と追捕

1、追捕と武官

本章では武官の持つ武力について、事例の多い検非違使・衛門府を中心に考察する。

追捕に現れる武官は、前章で挙げたように、追捕尉とその郎等が多い。尉官は大なり小なり組織だった武力を持ち、追捕においてはそれを發揮することが求められていた(表1—53/124/130/157/169/284)。

まず本節では、事例数の多い追捕尉を中心に、追捕における武力の主体を考えたい。事件が起きれば現行犯で取り押さえることが一般的であったこと、警備に当たる際に武官毎の担当箇所があったことは前章で述べた通りである。では犯人をその場で確保出来なかった場合はどうなるであろうか。

多くの場合、天皇・院・摂関から検非違使別当に犯人を追捕するよう指示がある。別当はその指示によって、追捕尉を始めとする検非違使官人に犯人追捕を命じる。犯人が捕獲されると、追捕尉本人か明法官人が、使庁か別当の家に犯人を将来し、尋問(場合によっては拷問)を加え、犯人が罪を認めれば(承伏)、獄や政所に下す⁽²⁸⁾。この時の事情調査に際して提出される書類が日記であることは、第一章三節で指摘した通りである。

追捕尉を始めとする武官は、追捕に当たっては自己の郎等・従者を連れて対処した⁽²⁹⁾。表1—124では検非違使平直方の郎等が強盗犯に向って矢を射ている。表1—130は検非違使の藤原顕輔らが従者を連れて大和に派遣されている。表1—157は

尉官らが追捕の際に感神院で濫行して解官になった例であるが、尉官・府生が派遣されたことが解る。看督長や火長などの実態は不明な点も多いが、武官による追捕での武力行使の一端が窺える（表1—9／47／53／56／61／66／87／98／101／109／122／130／133／137／193／196／233／249）。追捕尉は職務を果たすため、動員可能な郎等を組織し、犯人逮捕のための武芸を身につける必要があった。

検非違使は連行されてくる犯人を受け取ることも多い。藤原宗忠が検非違使別当であった時期、連日のように記録した、本主が検非違使庁や別当・官人宅に連行する事例である。撰関期以降、権門の家人による事件が頻発し、その際に権門間で下主人を厩などに拘禁する私的拘禁（表1—118）、権門の指示と介入がしばしば起きていることは確かである。³⁰だが、それがすべてではないことは指摘しておきたい。

また表1—284より『中右記』元永二年十二月二十七日条を次に引用する。

廿七日、(略)、今日備前守正盛、切^レ進鎮西犯人首^一云々、但正盛不^レ具、以^二郎等^一進、於^二六条末河原^一検非違使受取、ここで注目されるのが、備前の国司である平正盛が海賊の首を進め、武官の検非違使が受け取っている点である。犯人の給獄・受取が検非違使の職掌であることは前に述べたとおりである。海賊の処刑そのものは正盛が行っているのだが、捕えた犯人を検非違使に引き渡す認識がみえる。

日常的に行われる追捕の武力行使は、検非違使別当が追捕尉に指示を出し、追捕尉が保有する郎等を動員して行っており、権門の介入が武官の職掌すべてに対して影響を与えたとは言えない。武官には追捕のための武力が備わっていたのである。³¹その一方で、院政期では武力行使と犯人拘束に分業される傾向もまた読み取れよう。

2、強訴

院政期にやや見られた分業化の傾向は、武官の弱体化が反映された結果であろうか。第一節で見た表1の事例は、強

盗・殺人が主であり、追捕に際して多勢の集団を取り押さえる必要がないものである。そこでは分業化の傾向は見いだしたい。では、大規模な軍事動員においてはどのようなふうであったのだろうか。本節では大規模な武力行使として強訴を取り上げ、武官の役割を考察する。

院政期においては、権門の一つである寺社勢力が示威行動に出る強訴が頻発しており、寺社権門の武装集団を取締まるため、大規模な動員が京近郊でしばしば行われた。強訴は武士台頭の要因の一つに数えられるが、実際に公権力はどのような軍事動員で対処したのだろうか。

表2は、十〜十二世紀半ばの強訴のうち、追捕・搜索に当たった人物がわかる二例である。まず表2―11を挙げる。藤原宗忠が検非違使別当であった時期の延暦寺強訴である。

『中右記』 永久元年四月二十九日条

(前略) (略) 天台法相欲合戦、仍公家互遣軍士欲被制止之处、又及如此事、(中略) 武士丹後守正盛以下、天下武者源氏平氏輩、皆為禦南京大衆、遣宇治一坂辺也、此中検非違使平正盛・源重時・平忠盛行向也、遂以合戦、射殺數十人畢、是依群議院所指遣也、但検非違使者可被仰別当也、而今度不被仰別当、頗雖不得心、被射興福寺大衆了、予不仰下何事之有哉、如此時不加一言、只中心慎許也、又遣出羽守源光国并大夫尉平盛重於山西坂下、被止山大衆下向也、(後略)

傍線部が表2―11で動員された武力である。このうち検非違使が源重時・平忠盛・藤原盛重である。平正盛はすでに検非違使を辞して丹後守であり、出羽守源光国は美濃源氏で、これ以前に検非違使の経歴を有している。このような事例は二一例中五例(表2―2/4/5/13/16)あり、追捕と違って、棟梁クラスの京武者が占めている。

また「天下武者源氏平氏輩」のような曖昧な表現が古記録でしばしば見受けられる。官職や名前を明確にしない「武士」「源氏兵士」のように、武力行使に長けた者を用いるような表現は、追捕では三〇四例中七例のみ見え、時期の偏り

も考えにくい(表1—35「堪武官人」／41「堪武芸之輩」／45「堪武勇五位以下」／55「武芸ノ者」／80「可然人々」／175「募権門高家」／295「国内猛者」)。これに対して強訴では二一例中一〇例を占める(表2—1／4／5／6／7／9／10／17／18／19)。官職に関わらない動員からは、強訴に際して、武士・京武者の武力が期待されたことが読み取れよう。しかしながら追捕とは異なる武力が用いられる一方、検非違使を中心とした武官もまた併用されている(検非違使の動員が明記されていないのは、表2—1／6／9／17／19の五例のみ)。記主による関心の濃淡はあろうが、貴族層には強訴でも検非違使が活躍したと認識されている⁽³³⁾。

武官の武力が武士のそれに比べて貧弱であるとするならば、古記録中に頻出する武官は注目するに値しないだろう。棟梁級の武士の血筋であることが解る人物以外で強訴に動員された者のうち、表2—12大江行重・伴有貞・藤原盛道・橘説兼・安倍資清は、永久二年を中心に追捕での武力行使が多数判明している。前掲史料の藤原盛重は、白河院の北面と検非違使を兼ね、追捕にも名が見える(表1—190／192／194／195／196)。表2—2宗岡信良は、追捕では源義綱が連行してきた犯人を梟首する立場であり、他には史料に見えず、武力行使が不明な武官である(表1—169)。このような事例からは、日常的に追捕で武力行使を行う武官の武力が、非常時である強訴への対応にも有効であったと考えるべきである。

なお前掲史料破線部は、院が検非違使らへ直接指示したことを別当宗忠が批判した部分である。強訴などの場合も、原則としては別当が検非違使官人に指示する立場であったのではないか。権門勢力の検非違使庁への介入は、本来あるべき姿ではなく、前章表1—124の経通同様、官人指揮を別当の職責として受け止めていたと言える⁽³⁴⁾。

第一章で見たように、通常の追捕であれば、京内での武力行使に武官以外が動員されることは少なく、「武士」「源氏兵士」のような曖昧な表現での動員も稀である。そこからは強訴という非常事態における動員の特殊性が窺えるが、その一方で追捕同様に武官の動員がある。また平正盛・源光国のごとく、国司で動員された者の中には武官を経て受領となった者がいる。強訴の対応からは、武官が弱体化したとは考えにくい。

以上、大規模な武力行使として強訴を取り上げ、受領クラスの武士と、檢非違使を始めとする武官がともに強訴に対処していることを確認した。強訴のような京近郊での非常事態において、武官の武力は有効であり、決して劣るものではない。

3、追討にあたる武官の出自

前節まで、武官の武力が決して弱体化していないことを述べてきた。日常的に行われる追捕や、京近郊での強訴には、武官が有効な武力として機能したのである。本章の最後では、武官、とくに武力行使の主体となる追捕尉の出身から、行使・保有する武力の実態を明らかにする。まずは表1にあらわれる人物の出身を整理しよう。

管見の限りでは尉官以下の武官・隨身で個人名がわかる者は一五三名いる。このうち源姓一五名、平姓二二名、藤原姓三五名、他姓七一名、名か姓しかわからない者が十名いる。列挙すると、次のようになる（*は院政期の武官³⁵）。

【源姓】 致明・致節・忠良（文徳）、満季（清和）、頼国・頼資（摂津）、光信*（美濃）、為義*・義康*・義成*（河内）、重時*（満政流）、頼方*、資経*、仲正、家宗、

【平姓】 時経（仲野親王流）、親信・永昌・致方・宗実*・孝（教）成（高棟王流）、盛兼*（繁盛流）、

中方・直方（維将流）、正弘*・正輔・忠盛*（正衡流）、盛基*・貞度*（維盛流）、維綱*（貞衡流）、兼季*（貞季流）、盛重*・家貞*（季衡流）、時通、真重、兼政*、助永*、

【藤原姓】 宗相・成国・孝善*（魚名流）、輔公・行正・公政（山陰流）、文行（秀郷流）、維風・惟佐・永実*（長良流）、盛重*（良門流）、陳泰（良仁流）、公業（有国流）、忠親・経仲*（貞嗣流）、顕輔（時平流）、

兼任（南家真作流）、忠見、為長、基頼、文方、連遠、惟正、永資、至孝、致時、友良、忠道、義綱、以親、兼清*、親兼*、令明*、盛道*、盛通*、

【他姓】 県犬養為政、茜忠宗、朝原善理、飛鳥部好兼、足羽忠俊、安倍信行・守良・資清、粟田豊道、生江定澄、

石生秋郷、大江行重、大中臣忠行、大原忠宗、息長信忠、小野維幹、笠良信、上毛野忠時、甘南備保資、

紀惟光・宣明・正方・守親、清原忠重、日下部重遠・清武、内蔵経則、惟宗博愛、坂上時通・明兼、

下毛野公忠、菅原孝標、多治比菊本、橘惟弘・則光・季任・説兼、多米国遠（定）、爪清測、当世基宗、

伴有貞、豊原為時・時真、中原成道（通）・範政・明兼、錦文明、錦春蔭、能登公蔭、丈部保成、

秦貞澄・成隆、眞即・清理、林重親、播磨相奉・貞理、比部貞直、文信親、穂積良民、茨田種理、道守峯成、

美努伊遠・理明、美麻那近政、宮道式光・兼政、宗岡信良、身人部保武、村上重基、若江善邦、

【氏姓・名不明】 高仁、陳平、忠道、是助、致輔、能季、定清、兼友、中原、宗友（忠盛郎等）、

これは追捕に限っての事例からではあるが、摂関・院政期を通じて特定氏族が官職を独占する傾向は読み取りにくい。特に摂関期では、尉官の出身がさほど限定されないことは先行研究でも触れられている³⁶。少なくとも摂関期では、氏による世襲は曖昧である。

白河・鳥羽院政期における就任状況は、摂関期に比べれば、京武者や院北面の兼任が多くなっている。同時に、源義・平忠盛の活動が目立ち、武士身分への集中が摂関期よりは明確である。とはいえ河内源氏・伊勢平氏を中心とする京武者クラスと、伴氏や藤原氏の検非違使による武力行使と追捕が混在しており、摂関期と同様に日常的な事件には後者の事例が多い。氏による独占や世襲は、家職化の傾向はあるが、厳密なものではなく、緩やかなものだと言えそうだ。

十〜十二世紀半ばにおける社会情勢の変化もあろうが、突発的に起こる下人間の闘争や強盗などの事件に対し、大がかりな軍事動員が必要だったとは思えない。後代のような独占の萌芽はあっても、まだ緩やかな区別しなかったのではないだろうか。少なくとも保元の乱以前では、血筋による就任や追捕参加の制限はさほど無いように思われる。

本章では武官の武力行使を概観し、強訴による動員の事例と、武官の出自について触れた。まとめると次のようになる。

①原則として、検非違使別当が追捕尉を指揮し、追捕尉は保有する郎等を動員した。武官による武力行使は追捕の際にしばしば發揮されており、それは弓箭で武装した郎等・従者を率いての、効力を持つ武力行使であった。

②強訴でも追捕尉を中心に武官が対応することが基本であった一方で、武官以外の武力もまた期待されるようになっていた。強訴のように大規模な軍事動員が必要な場合は、「武門輩」などと表現される武士が武官ともに動員される。

③追捕尉の出自については、武士身分の者がいるものの、特定の一族に独占される傾向は緩やかなものである。武官の出自は、摂関期から鳥羽院政期ごろまでは、特定の家に独占されることはなく、緩やかに区別される程度であった。

従来、権門勢力が伸長する摂関・院政期において、検非違使別当も含めて武官の評価が低いが、もう少し積極的に評価しても良いと思う。

三、武官と武士

1、国司による追捕と武士の国司就任

一章では日常的な追捕を、二章では強訴を中心に、武力行使について見てきた。本章では武官と武士のかかわりを考察したい。まず、大規模な軍事動員の事例を見ておこう。

天慶の乱や、平忠常の乱、奥州合戦などの大規模な武力行使が行われた場合、武力を保有する棟梁クラスの武士が近国国司に押領使を兼ねて派遣される、当該国司として赴任する方法をとったことが知られている。表1からも、武官以外で追討に起用される官職をみると、介(3)、郡司(109)、目代(111)もあるが、ほぼ国司である。『朝野群載』国務条々では、地方下向の際に随行する兵力として受領郎等が挙げられている。国司の武力行使と動員は、国衙軍制研究に詳

しい。⁽⁴³⁾ 追討宣旨を得て赴任すると、国衙機構を通じて、在庁官人や在地武士団の動員が可能になる。その例が忠常の乱や前九年合戦である。宣旨が出なかつた後三年合戦と比べ、両者は動員の範囲などに違いがあつた。このような受領による国衙機構を通じた武力行使・軍事動員は、赴任先周辺での武力蜂起の鎮圧を主目的に任命されるほか、通常の追捕でも機能したと考えられる（表1—2 / 14 / 16 / 19 / 27 / 46 / 63 / 70 / 156 / 200 / 208）。

では、誰がそういった国司となりうるのか。ここで院政期の認識として、藤原忠実と鳥羽院の、源為義と平忠盛をめぐる発言を挙げる。

『中外抄』「為義父祖之間事」

夜為義參入、条々仰_レ師元申次、其次仰云、如_レ為義ハ強不_レ可_レ執_レ廷尉也。天下ノ固ニテ候ヘバ、時々出来_天受領ナドニ可_レ任也。（後略）

『中右記』保延元年四月八日条

（藤原宗忠）

（前略）予申云、備前守忠盛朝臣・檢非違使為義等、可_レ追討_一由被_二仰下_一、何事之在哉、以_二藏人弁資信_一被_レ奏_レ院、仰云、遣_二為義_一者、路次国々自滅亡歟、忠盛朝臣且為_二備前国司_一可_レ有_二便宜_一也、早可_レ追討_一由被_レ仰_二下忠盛朝臣_一（後略）

『中外抄』での忠実は、為義を檢非違使ではなく、受領として用い、事が起きたら当たらせるようにとの認識である。『中右記』では、海賊追捕に際して、宗忠は檢非違使の為義と備前国司の忠盛の両者を挙げて、鳥羽院により備前国司の忠盛が適任と判断された。

為義・忠盛の事跡はすでに先行研究に詳しいので、本稿では官職と武力動員の面に限り、平正盛も例に挙げつつ考察する。忠実の武士を受領として用いるとの見方は、平正盛・忠盛により端的に見える。⁽⁴⁵⁾ このような武士につながる家系の動員は、十〜十二世紀半ばには一般的だつたと思われ。出てくる場合には国司であることがほとんどであるから、国司の

動員を、武官以外の武力動員のモデルとして考えて良い。一方源為義は、河内源氏内紛の影響もあり、受領になることが出来なかったことが知られている。官職は検非違使どまりで、強訴などにも検非違使として動員されている(表2—11/16—21)。⁽⁴⁷⁾

この二つの事例からは、より大規模な軍事動員としての国司に補任された武士の動員と、第二章までに述べてきた検非違使派遣による動員の二形態があったことがわかる。事発による違いもあるが、前掲『中右記』保延元年四月八日条で二人の名前が挙がっている点から、双方の軍事力は、さほど隔たりが無いと認識されていたのではないだろうか。鳥羽院が忠盛の派遣を命じたのは、保有する武力の違いよりは、傍線部のように個人的な資質と、地域が原因である。つまり、武士として保有している武力は、国司であろうが武官であろうが、さほど違いが無かったと考えられる。武士が追捕に任命される場合、官職の別による権威もさることながら、家や本人の資質が問題とされた。

すると一つの疑問が生じる。武士の武力が血筋や本人の資質に帰結するのであれば、なぜ武士は武官や国司を望むのか。例えば源頼光のように、熟国受領を歴任すれば蓄財の面からは大変有利である。だが、武官から受領を歴任することは次第に困難になり、特に院政期では武官の労で国司に就任することは、経歴の最後の一回のみであることが多い。

そこで、源義朝に仮託される発言を見たい。「義朝いやしくも武備の家に生まれて、此事にあふはみ^(身)の幸也。日来私軍の合戦の時は、朝威に恐れて思様にもふるまわず。今度におゐては官旨を承る上は、憚所もなし。芸を此時にほどこし、名を後代にあぐべし⁽⁴⁹⁾」とあり、「私軍の合戦」すなわち私合戦と、朝廷に指示される公戦との対比がみえる。朝廷に反抗すればそれは追討の対象となるが、逆であれば武力の行使には問題がない。国司であれば、国衛を通して在庁官人を動員でき、行使する武力はより強大になる。⁽⁵⁰⁾ 国司就任と朝廷からの保護は、武力行使に必要であった。

次節では、武官就任の利点を考察する。

2、在地との往来

武官の職掌については第一章で述べた。ここでは前節との関係から、在地との往来について考察したい。

十〜十二世紀半ばには、平安京内と郊外の官人往来には制限があった(表1—52/70)⁽⁵¹⁾。もともと大規模に移動できるのは国司下向の時であろう。だが、武官から国司になるには年勞によるところが大きく、武官では最終的に一度赴任する程度であった。

その一方で、武士身分が公的に地方と往来する場合、前節でも少し触れた受領郎等になる場合があった。国衛軍制論でいわれる「館ノ侍」がそれに当たる。

平安京内の警護を職掌とする武官の場合、地方との交流は限定される。相撲などの儀式挙行に伴う派遣が例外としてあるが、院政期ではこの数が減る。

検非違使(衛門府)であると、追捕に伴って郎等とともに平安京近郊に派遣される事例は、一章二節で挙げた表1—53/63/70/73/75/111/130/134/137/200/224の十一例から明らかであり、時代によるばらつきもない。そもそも検非違使の尉官クラスは、六位であるから官人移動の制限対象ではなかった。追捕のために、郎等を引き連れて京外に出ていることも表1の事例から明らかである。武官、特に追捕尉であれば、咎められることなく、京外への移動が可能であったのである。

では京外に出ることに対し、職掌の遂行以外の目的があったのであろうか。地方と関わるのが武官に何かの利益をもたらすのか。武官にせよ国司にせよ、平安京内にいる者が地方に派遣された場合、現地での饗応と蓄財は利益となろう。

他方、武士が在地に赴く利点を考えてみたい。国司としての赴任が、国衛軍制による在庁官人の統制および地方武士団との結託につながることはつとに指摘されている。在地の武力を自己の勢力下に組み込むこと⁽⁵²⁾で、家職に必要な武力を組み込むことが可能になる。在地での闘争は、しばしば追捕の対象となるが、それを免れるために、公権の保証は重要で

あった。⁽⁵⁴⁾これは保元の乱や平氏政権の確立以降も、時の権力による保証が在地での権威の裏付けとなったことも関わる。⁽⁵⁵⁾

武士による武力行使は決して無軌道に行われたのではなく、職務に則り、己の武力行使を正当化していく中で伸張したのである。その上で検非違使（衛門府）への任官は、武士にとって利益のあることである。とはいえ武官よりも、受領国司の方が蓄財など付随する利益が大きく、権限拡大には有利であり、軍事貴族化する中ではこちらをより志向していた。前節に見た忠実の言葉は、当時の撰関家からみた、多くの武力を抱える棟梁級武士のあるべき姿であると同時に、武官よりは受領を望む武士側の願望も読み取れる。

武官や国司のような官職や、宣旨といった権威が、在地と京との往來を保証し、武力の保有や合戦での正当性を付与し、権威づけることによって武士の力の伸張につながった。では、武官にとって、武士の就任はどのような利点があったのだろうか。次節では武官が武士の就任を許容した理由を、武装、とくに弓箭から触れる。

3、弓箭

第一・二章で確認したように、検非違使宣旨を得た衛門府官人らが保元の乱直前まで朝廷の武力行使の主力であった。追捕・搜索においては武官が主体であり、強訴においても武官の武力は決して小さくなかった。他方、本章二節・三節では武士が受領やその郎等として地方に赴任すること、官職による武力保有・行使の正当化を指摘した。

それでは、保有・行使される武力とは何であろうか。第一には郎等の保有である。そして郎等には、弓を射る技能が求められていた。

第一章三節でも取り上げた表1—124『小右記』万寿元年三月十一日条（へ）部分には「未_レ及_レ町使官人随兵（後聞、直方郎等）射_レ盜、其矢射_レ自_レ背、少許当_三頸長_一、盜落、此間射_レ矢如_レ雨、六隻立_レ身即死者」とあり、検非違使官人の随兵とは平直方の郎等であり、盗人は射殺されている。このように弓箭で武装した武官による追捕の例は他に表1—30／

61がある。

強訴においては、武士身分も武官も、ともに弓箭で武装している。十〜十二世紀半ばの平安京内では理由無く弓箭を帯びていると捕らえられた⁽⁵⁶⁾。弓箭武装には制限があり、京中での帯同には許可が必要であった⁽⁵⁷⁾。もともと、時代が下ると権門が隨身を弓箭で武装させて同行しており(表1—184『殿暦』嘉承元年九月十二日条)、統制が緩んでいるが、原則として弓箭の武装は特別なものである。

表1—124に戻れば、ここでの検非違使官人が平直方であることも注意すべきである。直方は上総に勢力を張る桓武平氏の一人であり、平忠常の乱において、当初は追捕使に任命されている。その郎等が、検非違使官人として活動する直方の武力としても機能したと考えられる。検非違使官人でもある直方が、弓箭の技能を持つ郎等を保有し、武官の職務を果たす中で役立てているとなれば、武士の武力が武官による職務遂行に反映されていると言える。武官の職掌を果たす上で弓箭の扱いや郎等の保有は不可欠な要素であり、それを保持している武士が武官に就任することで、武士と武官の利益が一致している。

武官にとって、弓の技能は年中行事への奉仕ともあいまって重要なものだった⁽⁵⁸⁾。武士の武芸はどうであろうか。たとえば天承元年の城南寺祭流鏑馬に検非違使の藤原盛重とともに源義国・重成が供奉したことからは(『長秋記』天承元年九月二十日条)、弓射芸と馬芸の双方に秀でている必要が読み取れ、また「天下第一武者」(『新猿楽記』「中君夫」)の技能には弓射芸が列挙されている。いずれ稿を改めたいが、馬・弓を始めとする武芸は武士と武官の双方にとって重要な技能であり、互いに必要としていたと言える⁽⁵⁹⁾。

武官による追捕・搜索への参加は、武官が武力を保有・確保する必要のあったことを示している。そこに武士が関わってくることで、武官は職掌に必要な武力を確保し、武士は武力保有を可能にした。武官の武力は形骸化し、儀仗兵としての側面が強調されるが、追捕のように武力行使の面からの考察もまた重要であろう。

以上、①武士の受領国司への就任②在地との往来③弓箭武装から、武官に武士が就任することで、武力保有の保証と確保に互いの利点があったことを指摘した。

朝廷の権威による武力行使の正当化が武士政権の成立において重要だったことは、今日では一般的な見解になりつつある。武官への就任は、国司ほどの権威はないものの、その一端を担った。武官の職掌として、追捕は常に重要な課題であったから、武官は武力を保有していなければならなかった。武士の家職と武官の職掌とにおいて、互いの利害が一致したのである。

おわりに

以上の三章にわたり、十〜十二世紀半ばにおける追捕の実態を明らかにした。十〜十二世紀半ばまでは、検非違使宣旨を得た衛門府官人が追捕において重要な役割を果たしており、武官が武力を保有する必要があった。日常的に行われる追捕だけでなく、強訴においても、武官と武士は貴族によって並置される。この点において、武官の武力は決して過小評価できるものではない。検非違使・衛門府を中心とする武官は、実際に武力を保有・行使し、治安維持を担っていた。

従来、武士の台頭が武官を弱体化させ、武官の役割を年中行事での武芸に求める見解が多かった。古代・中世における十〜十二世紀半ばの社会では年中行事が重要な意味を持っており、武官が武芸で奉仕したことは、朝廷・国衙を問わず重要なことである。だがその根源として、武官が実際に武力を保有し、行使しえたこともまた、押さえておかねばならないだろう。

同時に十〜十二世紀半ばの武士は、武力の保有・行使を正当化し、保証される必要があった。武官や国司に就任することは、正当化の一側面である。職務上武力を必要とする武官と、保有する武力を正当化する必要のあった武士は、この点

において求めているところが一致している。また両者の武力は、弓射の点で一致している。互いの要請を補う形で、武官は武士を取り込み、武士は武官や国司への就任を望んだ。国司就任が困難になる中、武官に就任する武士が増加する。たとえば平直方や源為義が検非違使の一人として職掌を果たす一方で、源義家、平正盛・忠盛のように、国司や武門として追捕にあたり、検非違使に対し犯人を引き渡すことも行われた。十〜十二世紀半ばまでは、武官という公的な身分や宣旨が武士の武力行使を正当化しえる一つの方法であった。以上からは、十〜十二世紀半ばにおいて武官が弱体化し、武士に浸食されるというよりは、武官が武士を取り込み、職責を果たしていたことを指摘したい。

最後に、本稿で触れられなかった武官と武士を峻別するものが何かについて展望を述べる。第二章であげた表1―284では、追捕そのものは備前守である平正盛によって行われ、首の受取りは検非違使によって行われている。このことから、武士と武官の役割が追捕と司法に分かれている点が指摘できる。強訴がそうであるように、検非違使を中心とする武官の武力は、武士の武力と併用されている。本稿では取り上げなかったが、保元の乱以降における変化については、次に譲りたい。

また、本稿では家職については触れることがかなわなかった。十二世紀半ば以降、武官もまた特定の家によって独占されることになる。十二世紀半ばまでにも、そのような萌芽はあるのだが、いまだ緩やかなものである。表1―284のような事例は他にはなく、いまだ家や血筋の別が緩やかで、官職が優先される平安時代の特質を読み取れるだろう。

もっとも、武士の発生そのものが武力保有による家職成立の萌芽である。十世紀から十二世紀半ばの時期には、古代的な社会体制が徐々に中世権門体制に変質する。旧来の社会体制は急激に瓦解するのではなく、新興勢力を取り込み、また新興勢力も旧来の社会体制を巧みに利用し、互いに変質していったと言える。

そのような観点から武官や平安後期の武士の諸相についてよりいっそう考察を深めるためには、本稿では触れられなかった年中行事における武官の武芸奉仕を始め、いくつかの重要な論点についても触れねばなるまい。後日の課題としたい。

表1 追捕一覧

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
1 寛平2.11.29	検非違使、京中盗賊を捜捕		(検非違使)	—		日本紀略
2 寛平5.⑤.15	出羽渡島蝦夷と奥地俘囚の合戦を出羽国司が訴える	陸奥守・軍士		—		日本紀略
3 寛平7.6.6	大和介藤原光善、群盗を捕え右兵衛少尉兼任	大和介(右兵衛少尉)		藤原光善		日本紀略・勘例
4 昌泰2.2.1	群盗蜂起、四衛府官人に勅して京中夜行	四衛府官人以下		—		日本紀略
5 昌泰2.2.13	左右検非違使、野宮群盗捜索		左右検非違使	—		日本紀略
6 昌泰3.5.28	上野の群盗のため推問追捕使を派遣		推問追捕使	—		日本紀略・本朝世紀
7 延喜1.4月	群盗のため推問追捕使を派遣		推問追捕使	—		本朝世紀
8 延喜4.3.7	京中群盗(安芸守伴忠行殺害)、首魁捕縛	左衛門志	—	高仁		日本紀略・扶桑略記
9 延喜4.6.19	群盗追捕、給禄	検非違使(大尉以下府生以上、看督長)				西宮記
10 延喜7.1.29	大和国内に群盗の風聞、春日祭使に左右近衛を警固につける	近衛		—		西宮記
11 延喜16.7.3	検非違使による罪状勘申	右衛門督 左衛門権佐兼 東市正兼 左衛門大尉 左衛門権少尉 右衛門少尉 右衛門権少志 右衛門府生	検非違使別当参議 春官大進 検非違使 検非違使 検非違使 検非違使 検非違使	源当時 平伊宗 当世基宗 源仲正 藤原忠見 錦春蔭 道守峯成	正四位下	政事要略
12 延長3.5.30	諸衛、京中群盗を捜索	諸衛 左右京職	—	—		貞信公記・本朝世紀・西宮記
13 延長4.11.10	伊勢齋宮で鬪乱、勘問		検非違使	—		貞信公記
14 延長7.5.20	下野国、流人藤原秀郷等の濫行を訴え、派兵官符発給	左中弁	(国々差向人兵)	紀淑光		扶桑略記
15 承平1.2.8	群盗の増加により左右近衛府・衛門府・検非違使夜行	左右近衛府 左右衛門府	— — 検非違使	— — —		扶桑略記
16 承平1.12.2	群盗横行、淀・山崎五道・山城国に結条、道守屋を作る	山城国 淀・山崎 五道	— — —	— — —		貞信公記
17 承平1.12.12	群盗、故式部大輔藤原菅根の家に籠るも、囲まれ投降	諸衛官人舎人	— 検非違使	— —		貞信公記

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
18 承平3.1.23	群盗の入京、夜行	左右衛門府 馬寮	—	—		日本紀略・扶桑略記
19 承平3.12.28	諸衛舎人の在地での濫行	当所主司(五畿七道・左右京職からの訴え)				法曹至要抄
20 承平4.9.17	伊勢大神宮の神嘗祭で、神民と齋官寮官人ら闘乱	寮頭 左衛門尉 左衛門府生	— — —	— — —		大神宮諸雑記
21 承平5.6.3	東大、興福両寺雑人等の濫行を糾す	右衛門志 右衛門府生	検非違使 検非違使	比部貞直 若江善邦		朝野群載
22 承平5.9.1	群盗を捕え給祿	左衛門少尉 左衛門府生	検非違使 検非違使	小野維幹 大原忠宗		扶桑略記
23 天慶2.4.29	群盗の搜索	諸衛 左右馬寮				本朝世紀・貞信公記・日本紀略
24 天慶5.4-6月	群盗入京の風聞、諸衛に勅して夜行。滝口から府別に一人副える	諸衛	検非違使	—		本朝世紀・日本紀略
		左右馬寮		—		
			滝口	—		
25 天慶5.6.30	検非違使に勅、京中宅に逃げ込んだ橘近保を包み追捕	兵部大丞	藏人	平時経	六位	日本紀略・本朝世紀
26 天慶8.6.30	興福寺・東大寺闘乱。興福寺に検非違使を申賜る		検非違使	—		貞信公記
27 天曆1.2.14	伯耆で藤原是助ら濫行、官符を伯耆・因幡・出雲・美作の四国に下す	国司		—		日本紀略・貞信公記
28 天曆2.3.29	強盗横行、四府馬寮夜行	四府 馬寮		— —		日本紀略
29 天曆2.6.16	群盗搜索、京中夜行	六府(諸衛・佐以下官人率舎人) 馬寮 今日不參諸卿家司		— — —		貞信公記・日本紀略・北山抄
30 天曆2.12.10	強盗横行(橘好古宅侵入)、諸衛夜行	諸衛		—		貞信公記・日本紀略
31 天徳2.4.10	脱獄して攝津に逃走した囚人を追捕	六衛府 兵庫		— —		日本紀略
32 天徳3.3.13	感神院・清水寺闘乱		検非違使	—		日本紀略
33 天徳3.3.22	京中巡検	彈正		—		日本紀略
34 天徳4.4.18	式部大輔橘直幹、式部史生奈癸忠雅に毆打される。尉・志・府生を分けず祿一疋	右衛門府生	検非違使	穂積良民		扶桑略記・日本紀略・侍中群要7
		右衛門府生	検非違使	石生秋郷		
			藏人	藤原雅材	六位	
35 天徳4.11.14	京中群盗、夜行		検非違使	—		西宮記臨時10
36 応和1.5.10	満仲宅侵入の盗人逮捕	武蔵權守		源満仲 倉橋弘重		扶桑略記・古事談4
		左衛門志	検非違使	(錦文明)		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠	
37	応和1.11.15	京中の盗を搜索		檢非違使	—		西宮記
			諸衛		—		
			兵庫		—		
			馬寮		—		
38	応和3.9.22	部内の盗を搜索		檢非違使	—		西宮記
			左右京職		—		
			保長		—		
			刀祢		—		
39	天禄1.4.3	冷泉院殿人・藤原文興仕丁闘乱	左衛門権佐	檢非違使	藤原永保	五位	日本紀略
40	天延1.2.10	強盗追捕、給祿	左衛門尉	檢非違使	源致明		親信卿記・侍中群要7
			左衛門尉	檢非違使	源致節		
			左衛門志	檢非違使	秦清理		
			左衛門府生	檢非違使	能登公蔭		
41	天延1.4.23	源満仲宅に盗人侵入	右衛門少尉	檢非違使	源満季	從五位下	日本紀略・親信卿記・蜻蛉日記
			越後守		宮道弘道		
			堀武芸之輩				
42	天延1.4.25	大索		藏人所雑色	—		親信卿記・侍中群要7・日本紀略
				滝口	—		
43	天延1.6.9	殿上で衣服が盗まれ、嫌疑人伴満行を下給	左衛門府生	檢非違使	能登公蔭		親信卿記
44	天延2.5.28	強盗追捕	左衛門督	檢非違使別当中納言	源延光	從三位	親信卿記
			右衛門少尉	檢非違使	平親信	正六位上	
			左衛門尉	檢非違使	源致明	從五位下	
			左衛門志	檢非違使	陣(陳力)平		
			左衛門府生	檢非違使	能登公蔭		
			左衛門隨身	—	秦眞即		
45	貞元1.3.28	群盗追捕、夜行	諸衛佐以下舎人以上				日本紀略
			堀武勇五位以下				
			馬寮		—		
46	天元5.2.27	伊予の海賊追捕	伊予国司				小右記
47	天元5.2.28	京中群盗横行、檢非違使の怠慢を叱責	左衛門督	檢非違使別当中納言	源重光	從三位	小右記
				檢非違使	—		
			隨身		—		
				火長	—		
48	天元5.6.6	強盗・放火	左兵衛尉	—	源忠良		小右記・日本紀略
49	永観2.8.18	抜刀して内裏に侵入	近衛案主代【のち番長】				小記目録・中右記・勘例
			右近衛將監	檢非違使	播磨貞理		
50	永観2.11.24	河内国司濫行、檢非違使を派遣	左衛門督	檢非違使別当中納言	源重光	正三位	小右記
51	寛和1.3.6	陣中で大江匡衡ら刃傷、藤原齋明ら逮捕		檢非違使	—		小右記
52	寛和1.⑧.7	藤原濟時舎人が城外に出、禁獄。諸衛舎人濫吹	左衛門督	檢非違使別当中納言	源重光	正三位	小記目録・北山抄

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
53 寛和2.3.4	興福寺からの訴えにより、備前国司藤原理兼らを勘札	左衛門大尉	檢非違使	藤原為長		本朝世紀
		少志		多米国遠(定)		
			看督一人	—		
54 永延1.4.3	盜、主税寮文殿に入り、容疑者を檢非違使が捕獲		火長三人	—		小右記
			檢非違使			
55 永延2.6.13	強盜藤原保輔逮捕		檢非違使	—		日本紀略・小右記・百練抄・尊卑分脈・江談抄・続古事談・宇治拾遺物語
		武芸ノ者				
			滝口	—		
56 永祚1.11.23	大原野祭行事の間、撰政家乗尻が合戦、延引	左衛門少尉	—	上毛野忠時(射殺)		日本紀略・年中行事秘抄
		右衛門少尉	檢非違使	藤原維風		
57 正暦4.12.4	諸衛夜行			—		本朝世紀
58 正暦4.12.27	藤原伊周宿所に盗入り射殺		滝口	紀守親		本朝世紀
			滝口	中原		
59 正暦5.3.6	京中・国々盜賊追捕			源満正		権記・日本紀略・本朝世紀
				平維時		
				源頼親		
				源頼信		
		六衛府		—		
馬寮		—				
60 正暦5.11.13	阿闍梨義静を呪詛容疑で逮捕		檢非違使	—		百練抄
61 長徳1.7.27	道長隨身、隆家従者(平則武ら)に殺害される	左兵衛督	檢非違使別当参議	藤原実資	從三位	小右記・百練抄
		左衛門府生	檢非違使	茜忠宗		
		右衛門志	—	美麻那近政		
			—	政忠		
		右衛門府生	—	美努伊遠		
62 長徳1.7.24	三河国司藤原举直宅に強盜侵入	左兵衛督	檢非違使別当参議	藤原実資	從三位	小右記・権記
右衛門佐右少弁	檢非違使	高階信順	正五位下			
右衛門府生	檢非違使	飛鳥部好兼				
63 長徳1.10.25	勸学院所領尾張玉江庄司殺害	左兵衛督	檢非違使別当参議	藤原実資	從三位	権記
			檢非違使	—		
64 長徳1.12.25	鬪乱		檢非違使	—		権記
		右衛門尉	—	藤原輔公		
65 長徳2.6.13	群盜、藤原顕光宅(広幡第)を襲う	左兵衛督	檢非違使別当	藤原実資	從三位	小右記
		右衛門少志	檢非違使	義理		
		右衛門府生	檢非違使	飛鳥部好兼		
			放免	—		
66 長徳3.4.16	賀茂祭見物で藤原公任・斉信の牛車に花山法皇供奉人が投石	右衛門督	檢非違使別当参議	藤原公任	正四位下	小右記・大鏡・古事談
			檢非違使	—		
			檢非違使下部	—		
67 長徳3.8.15	看督長・宇治守信従者鬪乱	左衛門尉	藏人檢非違使	橘則光	正六位上	権記
		右衛門督		藤原誠信		
			檢非違使	—		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
68 長徳4.11.8	検非違使別当・藤原奇信従者と法師某の乱闘を奏聞	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記
		左衛門尉	藏人検非違使	橘則光		
		左衛門大尉	検非違使	藤原忠親	従五位下	
		右衛門少尉	検非違使藏人	藤原行正	正六位上	
69 長徳4.12.2	強盗が宣耀殿に入る	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記
			検非違使	—		
		右衛門少尉	検非違使藏人	藤原行正	正六位上	
70 長徳4.12.26	伊勢国司に平維衡・致頼を上洛させるよう催促	大神宮司				権記・小右記・百鍊抄・伏見宮御記録(利一権記)・今昔物語23/13
		伊勢守				
		左右衛門番長		—		
			検非違使	—		
		右兵衛府生		—		
		右衛門府生		—		
		左衛門府生	検非違使	日下部重遠		
左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上			
71 長保1.7.3	藏人所下部ら抜刀		検非違使	—		権記
72 長保1.7.27	東三条院で権僧正観修童子と大僧都明豪童子が乱闘	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	権記・小右記
		左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	
73 長保1.8.27	大和守源孝道、殺害・強盗犯追捕訴え		検非違使	—		北山抄裏文書
74 長保1.9.9	刈田狼藉	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	北山抄裏文書
		大和掾		多治秋友		
		大和掾隨身		大中臣忠行		
		大和掾隨身		多治比菊本		
75 長保1.12.13	橘維頼・平頼親、藤原宗(致)忠に殺される	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正四位下	日本紀略・百鍊抄・権記・小右記
		右衛門志	検非違使	巢犬養為政		
		左衛門大尉	検非違使	藤原忠親	従五位下	
76 長保2.3.2	殺害犯人追捕	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正三位	北山抄裏文書
			山城追捕使	播磨相奉		
			山城追捕使	息長信忠		
			—	伊賀為頼		
		左衛門権少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	
77 長保2.7.24	源濟政邸に藤原寧親郎等が押し入り、郎党が射殺される	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正三位	権記
		右衛門尉	検非違使	藤原陳泰		
		右衛門尉	検非違使藏人	菅原孝標	正六位上	
		左衛門尉	検非違使	安倍信行	正六位上	
		左衛門少尉	—	平中方		
		左衛門大志	検非違使	美努理明		
		左衛門少志	—	惟宗博愛		
		左衛門府生	検非違使	爪清洸		
		左衛門府生	検非違使	笠良信		
		右衛門少尉	—	平永昌		
		右衛門大志	検非違使	巢犬養為政		
		右衛門少志	検非違使	林重親		
		右衛門府生	—	茨田種理		
78 長保2.9.10	盗、藤原行成らを射る。同行武官が追捕、給禄	左衛門少尉	検非違使	安倍信行	正六位上	権記
		左兵衛尉	—	藤原文方		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
79 長保2.12.11	東三条院御誂経結願膳所で看督長らが暴れ、別当を通じて罪名勘申	右衛門督	検非違使別当参議	藤原公任	正三位	権記
80 寛弘1.3.16	道長の邸宅の僧坊に潜んでいた強殺犯を追捕	左衛門志 可然人々	検非違使	豊原為時		御堂関白記
81 寛弘1.6.19	東大寺で殺人	左衛門大尉 左衛門大志	検非違使 検非違使	安倍信行 惟宗博愛	正六位上 正六位上	正倉院文書
82 寛弘2.2.16	身人部保友、偉鑿門で射殺	左衛門尉 右衛門尉	検非違使 検非違使	忠道 豊原為時		御堂関白記・小右記
83 寛弘2.2.16	藤原実資宅門前で童が杖で打たれる	右衛門督	検非違使別当權中納言	藤原齊信	從二位	小右記
84 寛弘2.4.30	藤原量能宿所に盗		検非違使	橘惟弘		御堂関白記・小右記
85 寛弘2.11.2	下女(左近藏人従女)を刃傷	左近左兵衛陣官人(召問)	検非違使	—		小右記
86 寛弘3.6.16	帯刀藤原正輔・左衛門尉藤原文行、口論から合戦	右衛門督 左衛門尉 右衛門志	検非違使別当權中納言 — 検非違使	藤原齊信 藤原文行 林重親	從二位	日本紀略・御堂関白記
87 寛弘4.6.23	平道行妻、下女に打たれる	左兵衛督 左衛門尉 右衛門志	検非違使別当参議 — 検非違使	藤原懐平 藤原公業 林重親	正三位	権記
88 寛弘6.2.20	藤原伊周・高階光子等捕獲		検非違使	—		日本紀略・権記・公卿補任・政事要略ほか
89 寛弘8.9.29	東宮御所で刃傷	主殿首 右衛門志 右衛門尉 左衛門少尉 右衛門尉		内蔵有孝 林重親 豊原為時 甘南備保賢 藤原連遠		小右記・権記
90 長和1.7.4	阿闍梨真円の弟子、同心菅の弟子と闘争	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原懐平	正三位	小右記
91 長和2.1.26	明子下人、懐平隨身火長を乱暴	右衛門督	検非違使別当	藤原懐平 藤原頼任		小右記・御堂関白記
92 長和2.2.18	検非違使、清水坂の盗を捕縛		検非違使 検非違使	源頼国 紀宣明		御堂関白記
93 長和2.2.26	故大宰権師藤原伊周第に群盗が進入	左兵衛督	検非違使別当参議	藤原懐平	正三位	御堂関白記・小右記
94 長和2.7.20	実資牛童三郎丸、藤原定頼宅で濫行	右衛門尉	検非違使	林重親		小右記
95 長和2.12.23	藤原惟兼、仇敵の藤原惟信を刃傷(翌日死去)	右衛門志 右衛門志	検非違使 検非違使	紀宣明 藤原惟佐		小右記

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
96 長和3.1.28	藤原実資・藤原兼隆の従者の鬪乱	左衛門督 右衛門尉	検非違使别当権中納言 検非違使	藤原教通 平致方	従二位	小右記
97 長和3.2.12	雑人、八省院北廊辺で濫行	右近衛府生 府官人 隨身		下毛野公忠 — —		小右記
98 長和3.4.21	坂田守忠が殺害される		検非違使 看督長	紀宣明 —		小右記
99 長和3.12.1	敦明親王雑人・右中弁藤原定頼従者鬪乱	— —	検非違使 —	— 藤原公任 藤原道長		小右記・御堂関白記
100 長和4.7.17	女官と彰子の下部鬪乱	右衛門尉	検非違使	藤原宗相 伴惟信		御堂関白記
101 長和5.3.20	牛童破却の復讐に、内蔵有孝、夜間検非違使藤原宗相女房等を北陣で凌辱	右衛門佐 左衛門尉 左衛門尉 左少弁 北陣吉上、陣官(召問) 宮庁下部	検非違使 検非違使 — 藏人 — — 看督長	藤原章信 藤原宗相 藤原公政 源経頼 — — —		小右記・御堂関白記
102 長和5.5.27	大江至孝・藤原能信家人濫行。道長、惟憲をして能信家人を捕える。	左兵衛督 左衛門尉 刀祢 — 右衛門尉 近江守 — — 左右衛門佐 内大臣	検非違使别当参議 検非違使 — 検非違使 検非違使 — 藏人頭	藤原実成 藤原宗相 — 紀宣明 林重親 藤原惟憲 — 藤原資平	正三位	小右記・御堂関白記・左経記
103 長和5.6.28	越前敦賀群盗入京の風聞、京中夜行	左兵衛督	検非違使别当権中納言 検非違使	藤原実成 —	正三位	小右記
104 長和5.10.11	内膳司、節会御器盗まれる	— 右衛門志	藏人 検非違使 検非違使	藤原頼宣 紀宣明 —		小右記・御堂関白記
105 長和5.12.28	菓殿菓生殺害犯人追捕、給禄	右衛門志 右衛門少志 右衛門府生	検非違使 検非違使 検非違使	紀宣明 安倍守良 生江定澄		御堂関白記
106 寛仁1.1.22	盗、内裏侵入。滝口が射て給獄、給禄。陣直官人等不在、怠状	—	滝口(給禄) 滝口(給禄)	藤原永資 藤原至孝		小右記・御堂関白記・日本紀略
107 寛仁1.2.12	滝口大藏忠親殺害犯人(藤原明孝等)召喚	右衛門督 — 左衛門権佐	検非違使别当権中納言 検非違使 検非違使藏人 —	藤原頼宗 藤原宗相 藤原資業 —	従二位 — 正五位下	御堂関白記
108 寛仁1.3.8	清原致信殺害	—	検非違使	—		扶桑略記・御堂関白記

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
109 寛仁1.5.27	道長第盗人	左衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原頼宗	從二位	小右記・御堂関白記・左経記・日本紀略ほか
		右衛門権佐	檢非違使	藤原章信		
		左衛門尉	檢非違使	藤原宗相		
			看督長	—		
		播磨白国郡司		白国愛長		
110 寛仁1.7.1	群盗齋院進入、滝口が射る	郡司家人		大磐根為敦		御堂関白記・小右記・左経記・長徳二年大間書・尊卑分脈・権記
			滝口	紀惟光		
			滝口	是助		
		内蔵允		輔清		
		右大将		藤原実資		
111 寛仁1.9.14	摂津守源長経、藤原教通家人・雑色の摂津での濫行を訴え、檢非違使派遣	近衛将監		致輔		御堂関白記
				藤原道長		
				藤原経通		
		左衛門尉	檢非違使	藤原宗相		
112 寛仁2.3.16	藤原公季厩から馬が盗まれる	目代		小野明通		小右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍守良		
			檢非違使	—		
113 寛仁2.④.2	賀茂齋院長官源光清と次官栄光が合戦、召問	左衛門尉	檢非違使	藤原宗相		御堂関白記
		右衛門志	檢非違使	紀宣明		
114 寛仁2.④.9	藤原保昌牛童・平維衡草刈男闘争	左衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原頼宗	從二位	小右記・御堂関白記
		左衛門尉	檢非違使	平正輔		
115 寛仁2.④.22	実資牛童、堀川で暴行される	左衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原頼宗	從二位	小右記・小記目録
		右衛門志	檢非違使	安倍守良		
116 寛仁2.7.20	中宮の盗人を捕縛。給祿	左衛門尉	檢非違使	平正輔		御堂関白記
		右衛門志	檢非違使	紀宣明		
		右衛門志	檢非違使	安倍守良		
117 寛仁3.4.5	放火と群盗により夜行。保ごとに道守屋を作る	左衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原頼宗	正二位	小右記
		左衛門権佐	檢非違使藏人	藤原資業	正五位下	
		近衛将曹		紀惟光		
118 寛仁3.10.13	藤原長家隨身武行・藤原実資隨身、闘乱。拘禁		滝口	紀惟光		小右記
		右衛門権佐	檢非違使藏人	藤原資業	正五位下	
119 寛仁4.5.20	藤原実経家人と藤原斉信家人濫行			—		左経記
120 寛仁4.10.5	滝口藤原致時、内裏右衛門陣前の夜盗を射る		滝口	藤原致時		左経記
		近衛中将	藏人	源朝任		
121 治安1.1.4	闘乱、藤原頼通車副等を下獄		出納	—		小右記
			檢非違使	—		
122 治安1.7.18	下毛野公忠、宮中で人を射る。禁獄	右兵衛督	檢非違使別当参議	藤原公信	正三位	小右記・左経記
		隨身		—		
		火長		—		
123 治安3.10.26	御所辺で帯刀		藏人	藤原永職		小右記
		内舎人		滝口	藤原友良	
			藏人檢非違使	平孝成		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
124 万寿1.3.10	検非違使、強盗を追捕		検非違使	—		小右記・日本紀略
		右衛門少尉	検非違使	平直方		
		平直方郎等		—		
		右兵衛督	検非違使別当参議	藤原経通	正三位	
125 万寿1.6.4	左近衛府府生等、囲碁から口論、抜刀	陣官		—		小右記
			検非違使	—		
126 万寿2.2.3	実資らが捕えた盗人(紀為頼)を検非違使に下し獄所拷訊	左衛門尉	検非違使	藤原顕輔		小右記
127 万寿2.2.14	検非違使、窃盗を勘問	右兵衛督	検非違使別当参議	藤原経通	正三位	小右記
128 万寿2.3.17	花山院娘を殺害法師隆範逮捕	左衛門尉	検非違使	藤原顕輔		小右記
		右兵衛督	検非違使別当参議	藤原経通	正三位	
			検非違使	—		
		右衛門大尉	検非違使	平時通		
129 万寿2.3.26	相撲人公候有常(恒)殺害	左近衛府生	【部領使】	日下部清武		小右記
		左兵衛督	検非違使別当	藤原実資	従三位	
130 万寿2.5.3	大和強盗追捕	右(左)衛門権大尉	検非違使	藤原顕輔		朝野群載11・小右記
		従三人	検非違使	(顕輔の)		
		火長二人	検非違使	(顕輔の)		
		右衛門大尉	検非違使	平時道(通)		
		従三人	検非違使	(時道の)		
		火長二人	検非違使	(時道の)		
			左看督使	—		
			右看督使	—		
			従各一人	(左右看督使)	—	
131 万寿2.7.20	湖江殿司慶範法師と闘乱した茨田為利・大神是信を禁獄	左衛門尉	検非違使	藤原顕輔		小右記
132 万寿4.1.8	検非違使に追捕宣旨、藤原教通隨身・雑色捕獲	右兵衛督	検非違使別当参議	藤原経通	正三位	小右記
			検非違使	—		
133 万寿4.2.11	某姓助光、藤原良資・犬童(男)丸に殺される	右衛門志	検非違使	中原成道(通)		小右記
		隨身		—		
		放免	看督長	—		
			検非違使	藤原顕輔		
134 万寿4.7.3	頼通所領遠江笠原牧使殺害犯を連行		検非違使案主	文信親		小右記
135 万寿4.8.4	藤原実康・資頼従者、春華門辺で乱闘し給獄		滝口	—		小右記
		左衛門大志	検非違使	栗田豊道		
136 長元1.4.22	乱闘の制止	右衛門尉	—	平真重		左経記・日本紀略・小記目録

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
137 長元1.7.23	平維衡郎等(公候延高・伊藤掾)、伊勢で三河国人を略取		—	平維衡		小右記・左経記
		右大臣	—	藤原実資		
		左中弁		源経頼		
			看督長	—		
		右衛門志	檢非違使	安倍守良		
		左衛門府生	—	村上重基		
		左衛門督	—	藤原頼輔		
138 長元1.11.30	窃盜射殺	左衛門志	檢非違使	粟田豊道		小右記・左経記
		左衛門府生	檢非違使	坂上時通		
139 長元4.2.13	藤原実資、家人大江久利を窃盜の嫌疑で究問	右兵衛督	檢非違使別当参議	藤原経通	正三位	小右記
		番長	—	身入部保武		
140 長元4.3.25	關白頼通の隨身下毛野安行、邸宅を通ろうとした実資家人を捕獲し頼通に進上	左衛門尉	檢非違使	源朝任	從三位	小右記
				宮道式光	從五位下	
141 長元4.7.14	藤原実資が法住寺東北院に派遣した盆使が乱闘	右兵衛督	檢非違使別当参議	源朝任	從三位	小右記
		右衛門府生	檢非違使	秦貞澄		
142 長元4.8.5	藤原実資家人、闘争、下獄	左衛門尉	檢非違使	宮道式光	從五位下	小右記
143 長元4.10.25	盜、藤原頼通前駈の馬を奪う		檢非違使	—		左経記
144 長元8.4.24	忠時男・中納言藤原定頼従者闘乱		檢非違使	—		左経記
145 長暦1.2.9	興福寺と東大寺が闘乱	左衛門権佐	檢非違使	藤原隆佐	正四位下	行親記
		右衛門少尉	檢非違使	橘季任	五位	
		左衛門府生	檢非違使	坂上時通		
146 長暦2.10.29	盜、台盤所に侵入	近衛中将	藏人	藤原資房		春記
			滝口	—		
			藏人	—		
			藏人	藤原憲輔	六位	
147 長暦3.3.3	盜、東大寺に入る		檢非違使	—		東大寺別当次第
148 長暦3.11.13	大原野祭、暴人あり、中務内侍の従者と闘争		滝口	能季		春記
			檢非違使	—		
			藏人	藤原資房		
149 長暦3.11.28	盜、内裏女房の曹司に侵入	近衛中将	藏人	藤原資房		春記
			滝口(怠状)	—		
		諸陣直	—			
150 長久1.4.10	藤原定任殺害	左衛門権佐	藏人	平定親	五位	春記
		左兵衛督	檢非違使別当参議	藤原公成	從三位	
151 長久1.5.22	盜、内裏に入る		檢非違使	—		春記
		近衛中将	藏人頭	藤原資房		
		左衛門尉	藏人	源頼資		
152 長久1.5.23	左兵衛尉国清、射られる	左兵衛督	檢非違使別当参議	藤原公成	從三位	春記
			滝口	定清		
			滝口	—		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠	
153	長久1.8.8	内裏に入る盗、吉上が逮捕	北陣吉上	—	—	春記	
			右衛門府生	藏人	藤原公基		六位
154	長久1.9.24	東大寺勅御倉の盗首・僧長久を捕獲。共犯者を捜索	近衛中将	藏人	藤原資房	春記	
			左衛門尉	藏人	藤原義綱		六位
			右衛門督	檢非違使別当參議	藤原公任		正四位下
155	寛徳2.10.6	藤原重尹罪状推問	右衛門權佐	檢非違使	藤原実綱	從五位上	百練抄
156	永承3.10.28	大神宮二禰宜・荒木田宮真、盗に殺害	七道諸国				大神宮寺社雜事記
157	永承4.4.28	檢非違使、追捕の際に感神院に乱入して解官	左衛門少尉(解官)	檢非違使	藤原以親	朝野群載	
			左衛門少尉(解官)	檢非違使	藤原兼任		
			右衛門少尉(解官)	檢非違使	藤原成国		
			左衛門府生(解官)	檢非違使	秦成隆		
158	治暦1.9.28	盗、御厨子所に放火		滝口	—		願文集
159	延久1.8.1	河俣山の盜賊退治	左衛門少尉	檢非違使	源家宗	從五位下	扶桑略記・大神宮諸雜事記ほか
			前駿河守		平維盛		
			平前司隨兵三千余人		—		
160	延久2.12.30	陸奥賊藤原基通追討	陸奥守		源頼俊	扶桑略記・朝野群載・百練抄	
			下野守		源義家		
161	承暦3.6.23	源重宗・国房合戦、追討	前下野守		源義家		為房卿記・水左記ほか
162	永保3.2.29	追捕給禄		檢非違使	兼友		後二条師通記
163	寛治1.5.29	院使を凌轢した皇后宮大進以綱を弓場拘禁	右兵衛督	檢非違使別当參議	源俊実	從三位	為房卿記
			右衛門尉	檢非違使	藤原孝善		
164	寛治5.4.18	檢非違使別当源俊実による凌轢	右衛門少志	檢非違使	中原範政		百練抄・十三代要略ほか
165	寛治5.6.12	義家と義綱の争い	左衛門尉	大夫檢非違使	(藤原経仲)	從五位下	後二条師通記・百練抄
			左衛門尉	檢非違使	(藤原兼清)		
166	寛治5.11.20	右近看督使・主殿寮下部(属兼右衛)闘争		檢非違使	—		後二条師通記・中右記ほか
167	寛治6.7.25	牛飼の相論	右兵衛督	檢非違使別当參議	源俊実	從三位	後二条師通記
				檢非違使	—		
168	寛治7.3.18	熊野悪僧が内裏に乱入		檢非違使	—	後二条師通記・中右記	
			左衛門尉	藏人	藤原永実		
				藏人	藤原定仲		
			左兵衛尉	檢非違使	平盛基		
		内堅			藤井有次		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠	
169 嘉保1.3.8	出羽賊、出羽守信明(姓欠)館を襲い、源義綱に誅される	陸奥守		源義綱	從四位上	中右記・百練抄	
		(郎等)		藤別当			
			(郎等二百人許)				
			(檢非違使)	—			
		左衛門尉	檢非違使大夫尉	(藤原経仲)	從五位下		
				(平貞弘)			
				(平為俊)			
		(平貞度)					
		左衛門少志	檢非違使志	(宗岡信良)			
		左衛門府生	檢非違使府生	(清原忠重)			
		右衛門府生	檢非違使府生	(土部保成)			
170 嘉保2.12.6	盗人射殺		滝口	平兼政		中右記	
		左衛門府生	檢非違使	清原忠重			
171 永長1.12.10	盗追捕の由を奏す	左衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原公実	正二位	中右記	
		右衛門尉	檢非違使	平貞度			
172 承德2.2.30	源仲宗・藤原忠則・藤原行実、追捕	左衛門尉	檢非違使	平兼季		中右記	
173 康和3.7～ 嘉承2.12	源義親らの追捕	因幡守		平正盛		殿曆・長秋記・百練抄ほか	
		近国境々兵士					
174 康和4.3.24	清則・中原貞仲闘乱、檢非違使に下す	右衛門尉	檢非違使	豊原時真		殿曆	
175 康和4.10.19	盜賊の横行、夜行・勤仕	諸陣		—		殿曆	
			檢非違使	—			
		募權門高家					
176 康和4.11.4	盗人、逮捕		滝口	—		殿曆・中右記	
			庁下部	—			
		右衛門督	檢非違使別当權中納言	藤原宗通	從二位		
177 長治1.4.24.	齋院に盗、宿侍らに捕獲される	齋院侍(右京進)		宮道兼政		中右記	
		齋院侍(右兵衛少尉)		藤原親兼			
178 長治1.5.24	祇園神人と称する院御廐人則松、春日神人と闘争		檢非違使	—		中右記	
179 長治1.7.7.	藏人所前で下人闘争、出納行重が追捕。のち檢非違使	左衛門志	檢非違使藏人出納	大江行重		中右記	
180 長治1.10.5.	熊野先達、宇治で闘争、捕獲。檢非違使に渡す	平等院修理別当從者				殿曆	
				藤原忠実			
181 長治1.10.20	興福寺盗(僧実勝・仁意)逮捕、禁獄	右衛門尉	檢非違使	豊原時真		中右記・殿曆	
				藤原忠実			
182 長治1.10.30	延曆寺僧徒逮捕			源義家		殿曆・中右記	
				源義綱			
			檢非違使	—			
183 長治1.12.21	右大臣藤原忠実に、追捕中檢非違使の濫行を沙汰		檢非違使	—		殿曆	
		右大臣		藤原忠実			
			藏人	藤原為隆	五位		
184 長治2.3.11	女の髪を切る忠実隨身を禁獄	右衛門尉	檢非違使	豊原時真		殿曆・中右記	

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
185 嘉承1.9.9	遠江笠原庄司藤原保隆、年貢未進や延暦寺大衆との共謀により解官・給獄		検非違使	—		中右記・永昌記
186 嘉承1.9.12	藏人所衆(眞俊・盛広)闘争、左右政所に給獄	右大臣		藤原忠実		殿暦・中右記・永昌記
		忠実隨身		—		
			藏人所衆	—		
		小舎人		—		
				泰時(ママ)		
				検非違使	—	
		右衛門少志	検非違使	安倍資清		
		左兵衛督	検非違使別当権中納言	藤原能実	従二位	
187 嘉承2.2.25	忠実邸門前で、悪僧を逮捕		検非違使	清原忠重		殿暦
188 嘉承2.12.30	検非違使濫行、追捕		検非違使	—		中右記
189 天仁1.4.25	強盗、京中横行。外記光遠、警護の検非違使に射られる		検非違使	—		中右記・殿暦
		左兵衛督	検非違使別当権中納言	藤原能実	従二位	
190 天仁1.5.17	雑色を刃傷、源仲正ら逮捕	右大臣		藤原忠実	従五位下	殿暦・中右記
				藤原宗忠		
191 天仁2.2.3	源重実ら、義忠殺害容疑で追捕	左衛門少尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	殿暦・百練抄・歴代編年集成・尊卑分脈・系図纂要
		出羽守		源光国		
		左衛門尉	検非違使	源為義	(正六位)	
			検非違使	—		
		大夫尉	検非違使	源重時		
		右衛門府生	検非違使府生	伴有貞		
192 天永2.2.29	官史掌成道(姓欠)逮捕	大夫尉	検非違使	藤原盛重		殿暦
193 天永2.7.21	検非違使別当源能俊に、下馬礼を取らず抜刀した播磨守藤原長実従者を追捕		火長	—		中右記
		右衛門府生	検非違使	伴有貞		
194 天永2.9.13.	馬寮馬部、相撲人と闘争	院				長秋記
		左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	
		権弁		藤原実行		
195 天永2.11.3	源明国触穢	左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	殿暦・中右記・永昌記
196 天永2.11.21	興福寺に盗、藤原忠実、道長の先例にならって氏検非違使に下す			藤原忠実		殿暦・永昌記
		左衛門尉	検非違使	藤原盛重	従五位下	
197 天永3.4.22	撰政賀茂詣の見物で死傷事件、検非違使が対応	左衛門尉	検非違使文書生	藤原令明	正六位上	殿暦
		左衛門少尉	検非違使	大江行重		
198 永久1.3.13	内裏蘭林坊御倉を破壊した夏焼大夫を逮捕	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	殿暦・長秋記
		院武者所	—	宗友(忠盛郎等)		
		左衛門志	—	坂上明兼		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
199 永久1.12.7	滝口実常従者二人、門前で濫行。翌年左獄	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
200 永久2.1.9	常陸運上物が三河で盗まれる。三河国司に仰せ、進上出来ない場合、檢非違使派遣	左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		三河守				
201 永久2.2.12	強盜・才藤太と共に柴(伴有貞郎等)を行重擲取る、将来。内問、承伏、右獄	左衛門少志	檢非違使	大江行重		中右記
		右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
202 永久2.2.13	法住寺座主房に侵入したものを擲取、使庁で令問、追放。宗忠、本主に実否を尋ねる	左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		左衛門少尉	檢非違使	橘説兼		
203 永久2.2.14	院御領で法師が院召仕人近末に殺され、盛道擲取	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
204 永久2.2.14	八幡神人、按察使大納言和泉舎人を殺害。檢非違使別当から社別当に申上、犯人将来、門前対決	左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		八幡社別当		光清		
205 永久2.2.16	敦利の従者宅に放火、敦利が犯人を擲取り、檢非違使資清を派遣し受取、承伏			下野野敦利(俊)		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
206 永久2.2.17	京極二条辺で殿下細工・院薄師が刃傷され、犯人(院薄師)将来。13日、法興院にいる共犯者を別当に触れる	左衛門少尉	檢非違使	橘説兼		中右記
207 永久2.2.20	法勝寺、寺中關鷄の間に殺人をした法師二人を檢非違使に進め、令問、不承伏	左衛門少尉	檢非違使・藏人	平宗実	正六位	中右記
208 永久2.2.25	甲斐国運上物が駿河で盗まれる。駿河国司に仰せ、翌4日に重時が駿河所領住人が共犯であることを訴えたため、重時を遣わす	左衛門少尉	檢非違使	源重時	従五位上	中右記
		甲斐守		—		
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
209 永久2.2.25	夜行		檢非違使	—		中右記

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
210 永久2.3.1	京で和泉守目代国友殺害。犯人が按察使大納言家半物夫之法師(日吉社神人)の為、大納言に申し、座主を召す	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
		按察使大納言		藤原宗通		
		左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
			日吉座主			
211 永久2.3.3	海賊。行重が使庁に進上、令問、不承伏。八幡神人を称す	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
212 永久2.3.4	宗実、強盗国高将来、承伏。同類は美濃国・国房郎等許にあり。問、承伏	左衛門少尉	検非違使・藏人	平宗実	正六位	中右記
213 永久2.3.5	広実、鎮西安成寺別当上洛の際、備前国赤尾泊で海賊を擲取る。明兼・行重、受取り11人将来、承伏せず後日拷訊	紀伊三位使前所衆		広実		中右記
		左衛門少志	検非違使	中原明兼	正六位上	
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
214 永久2.3.8	法橋成進、海賊四人進める			法橋成信		中右記
215 永久2.3.9	海賊召進	左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	中右記
216 永久2.3.10	清隆従者殺害。本主に進めさせる	但馬守(本主)		藤原家保		中右記
		(本主)		壞賞		
217 永久2.3.11	祇園神人を名乗る海賊、拷問	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
218 永久2.3.11	強盗(嫌疑)擲取る、拷訊	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	
219 永久2.3.12	大津神人(和泉侍)、季兼に殺害	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
220 永久2.3.25	盛基宅放火、容疑女が平宗盛の指示と回答。宗盛に命じて美作から進めるが、妊婦のため来ず、勘問記に不明点があるも、9月に宗盛死去、免	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		左衛門少尉	検非違使	橘説兼		
		左衛門少志	検非違使	中原明兼	正六位上	
		右衛門府生	検非違使	内蔵経則		
		右衛門少志	検非違使	安倍資清		
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
221 永久2.3.27	忠盛、石田散所下人を打つ庁下部を進め、有貞受取り将来。散禁	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		右衛門府生	検非違使	伴有貞		
		左衛門尉	検非違使	平忠盛	従五位下	
222 永久2.3.29	資清、加賀守牛飼刃傷犯人を将来、右獄	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
223 永久2.3.29	行重・有貞、摂津強盗を申上、宗忠搜索を命じる	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
		右衛門府生	検非違使	伴有貞		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
224	永久2.3.29 盛重に申し、盛道海賊六人を進む		検非違使	平盛重		中右記
		右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		
225	永久2.3.29 丹波で馬盗			源雅兼		中右記
226	永久2.3.30 川海賊搦進、承伏、右獄	右衛門府生	検非違使	伴有貞		中右記
227	永久2.4.1 強盗被疑者(国沢)将来、不承伏で拷訊	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
228	永久2.4.2 強盗、犯人が源光国従者の所にいるため、光国に注進	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		出羽前司		源光国		
229	永久2.4.3 盛道、殿下細工刃傷犯人を搦進む。行重申し、右獄	右衛門少尉	検非違使	藤原盛道		中右記
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
230	永久2.4.4 内女官、伊予神・盛重従者に打損れる。一人は召取り散禁、本主に付して尋ねる	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		右衛門少志	検非違使	安倍資清		
			検非違使	平盛重		
		伊予守		—		
231	永久2.4.4 宗忠隨身清里が小童を殺害、宗忠は行重に渡し左獄	左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
232	永久2.4.7 行重、中納言殿御隨身下野野敦時子男訴申犯人を搦取り報告。召出し受取る	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
233	永久2.4.8 御牧強盗在所を検非違使郎等を副えて搦進したことを時眞が報告		検非違使郎等	—		中右記
			検非違使尉	豊原時眞		
234	永久2.4.17 八幡別当、盗人・刃傷等の三人所進、承伏・内問	八幡社別当		光清		中右記
		左兵衛督	検非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
235	永久2.4.22 播磨下人・隣人闘乱凌辱の訴え、八幡神人・庁下部殺害傍下部(給右獄)を報告	左衛門少志	検非違使	大江行重		中右記
		左衛門少尉	検非違使・藏人	平宗実	正六位	
236	永久2.5.2 陣頭凌辱の下人三人を搦取り将来、令問。散禁、夕方免	右衛門少志	検非違使	安倍資清		中右記
237	永久2.5.3 河原辺殺害犯(為恒)捕獲。4日拷訊、承伏。同類二人源行遠郎等、源為義が匿う(15日将来、承伏、傷により左獄)	左衛門少尉	検非違使	源重時	従五位上	中右記
		右衛門府生	検非違使	内蔵経則		
		左衛門少志	検非違使	大江行重		
238	永久2.5.5 奈良僧正(覚信)、同僚を殺害した法師を使庁に下す。令問、承伏、左獄	勘学院別当左中弁		藤原為隆		中右記
		右衛門少志	検非違使	安倍資清		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
239 永久2.5.13	尊勝寺信濃庄年貢強盗。重時・光国郎等が擄取。将来、承伏、左獄	出羽前司	源光国・郎等			中右記
		左衛門少尉	檢非違使	源重時	從五位上	
240 永久2.5.16	源為義、事を左右に寄せて公政を進せず	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左衛門少尉	檢非違使	源重時	從五位上	
241 永久2.5.17	小童両手焼損の女を将来、左獄。院庁官従者が刃傷、沙汰が下る	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左衛門少尉	檢非違使	大江行重		
242 永久2.5.19	藤原盛道、馬盗二人将来	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
		左衛門少尉	檢非違使(明方)	中原明兼	正六位上	
243 永久2.5.20	窃盗(財を得ざる者)一人将来	右衛門府生	檢非違使	内蔵経則		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
244 永久2.5.24	備中運上物盗(八幡神民)であることを別当光清に触れる	八幡社別当		光清		中右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
245 永久2.5.25	院庁下部二人を誡め散禁。鞆盗将来、承伏せず(市で交易した者を証人として尋る)	左衛門少志	檢非違使	大江行重		中右記
		右衛門少尉	檢非違使	安倍資清		
246 永久2.5.26	殿下御門で抜刀。擄取り、使庁に渡し左政所に給す	右衛門少尉	檢非違使	安倍資清		中右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
247 永久2.5.27	左近衛府生下野野武忠三郎男らの闘乱、追捕し将来、右獄。拷問、不承伏、対決	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
248 永久2.6.7	右衛門陣方で市を成す雑人の濫悪を止める為、宗忠檢非違使を具し参内		檢非違使	—		中右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
249 永久2.6.8	美濃の摂関家領に強盗。資清、犯人を受取り将参。逃げた者は看督長に仰		看督長	—		中右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
250 永久2.6.9	律師進す所の下法師二人、左右政所に給う	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
251 永久2.6.14	承伏しない大津神人と下部が対決	左衛門少尉	檢非違使・藏人	平宗実	正六位	中右記
252 永久2.6.17	資清将来犯人を獄・政所に給う	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
253 永久2.6.19	行重、大和国強盗一人を擄取る(明兼の沙汰だが所旁により行重に付す)	左衛門少志	檢非違使	大江行重		中右記
		右中弁		藤原顕隆		

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
254 永久2.6.23	大和国強盜疑者二人を右中弁擲進、行重に給る	右中弁		藤原顕隆		中右記
		左衛門少志	檢非違使	大江行重		
255 永久2.6.24	強盜。左衛門佐進む。免	左衛門佐	檢非違使	藤原実光	正五位下	中右記
256 永久2.6.26	永縁僧都、大和国強盜を擲進、檢非違使が請取る			永縁僧都		中右記
			檢非違使	—		
257 永久2.6.27	強盜(鎮西下人)を藤原盛道擲取り将来	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
258 永久2.6.27	強盜。明兼注進、盛道に仰せ擲進、将来、令問、不承伏。30日武者所、同類を擲進	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
			武者所	—		
259 永久2.7.16	衣服を盗む男を、平宗実擲取る。将来、左獄	左衛門少尉	檢非違使・藏人	平宗実	正六位	中右記
260 永久2.7.22	強盜。山階寺清直、右中弁に渡し、右中弁使庁に下し、行重預かる。翌日対決	(山階寺)		清直		中右記
		右中弁		藤原顕隆		
		左衛門少志	檢非違使	大江行重		
261 永久2.7.27	窃盜。行重将来、経元所進。承伏、左獄			経元		中右記
		左衛門少志	檢非違使	大江行重		
262 永久2.8.12	肥後守国資の藏に家侍が盗みに入る。擲取り令問、不承伏。23日、犯人擲取る	肥後守		藤原国資		中右記
		左衛門少尉	檢非違使	橘説兼		
		左衛門少志	檢非違使	大江行重		
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
263 永久2.8.16	六条富小路窃盜。円宗寺三昧僧にあり、円宗寺寄檢非違使・経則に召し出させる	右衛門府生	円宗寺寄檢非違使	内蔵経則		中右記
264 永久2.8.16	按察大納言出納宅に強盜。使庁が訊ね、主人に付す		檢非違使	—		中右記
265 永久2.8.16	清水庄年貢使、殺される	左衛門尉	檢非違使	平忠盛	従五位下	中右記
266 永久2.8.21	新御願寺造作工、侍従藤原実衡雑色武宗に刃傷。本主に犯人を出すよう指示	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
267 永久2.8.25	盛道下部、祇園下人に刃傷される。別当に触れる	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
268 永久2.9.3	濫行。福地御牧で、俊義を擲め取る。重時追捕、将參、問、左獄	左衛門少志	檢非違使	大江行重		中右記
		左衛門少尉	檢非違使・藏人	平宗実	正六位	
		左衛門少志	檢非違使(明方)	中原明兼	正六位上	

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
269 永久2.9.5	強盗。宗忠、国脚力に付す	左衛門少尉	檢非違使	源重時	從五位上	中右記
270 永久2.9.6	明兼、亭子院中に強盗が入った事を報告	左衛門少志	檢非違使(明方)	中原明兼	正六位上	中右記
271 永久2.9.11	強盗(法勝寺丹波庄中住人)を、有貞擲取る。交名を進せて共犯者を尋召す	右衛門府生	檢非違使	伴有貞		中右記
272 永久2.9.12	経則、逃脱和東下人を晩景に擲進す。説兼、北野別当(眞尊)犯人僧進を報告	右衛門府生	檢非違使	内蔵経則		中右記
		左衛門少尉	檢非違使	橘説兼		
273 永久2.10.27	忠実御右廐舍人秋里殺害	右衛門少尉 左兵衛督	檢非違使 檢非違使別当權中納言	藤原盛道 藤原宗忠	正二位	中右記
274 永久2.11.1	強盗。盛道、二三人を擲進、同類交名奏聞。盛兼召進者も盛道に給う	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
		兵衛尉		平盛兼		
275 永久2.11.4	強盗。盛道七人将參	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛道		中右記
276 永久2.12.9	堀川辺強盗	左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	中右記
		右衛門少志	檢非違使	安倍資清		
		右衛門府生	檢非違使	伴有貞		
277 永久2.12.10	強盗の嫌疑で、摂津にいる進士藤原経俊の従者を召し捕る。のちに鎮西にいるとの報告で太宰府大式に尋ねる	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左兵衛督	檢非違使別当權中納言	藤原宗忠	正二位	
		左衛門少尉	檢非違使・藏人	平宗実	正六位	
		太宰大式		藤原顕季		
278 永久2.12.12	行重、殺害者二人将来	右衛門少志	檢非違使	安倍資清		中右記
		左衛門少志	檢非違使	大江行重		
279 永久2.12.18	高島下人宅に強盗。法勝寺・七条西洞院にいるため、法勝寺は寺寄檢非違使宗実が尋ね、将来	左衛門少尉	寺寄檢非違使	平宗実	正六位	中右記
		右衛門府生	檢非違使	伴有貞		
280 永久2.12.24	窃盗	左衛門少志	檢非違使	大江行重		中右記
281 永久5.5.5	自称源義親追討			城永基		朝野群載
282 元永1是年	強盗逮捕			源義高		系図纂要
283 元永2.5.6	京中強盗横行	備前守		平正盛		中右記
284 元永2.12.27	平直澄ら追捕	備前守		平正盛	從四位下	中右記・長秋記・百練抄
		(郎等)		—		
			(檢非違使)	—		
285 大治3.5.28	新院武者所殺害犯逮捕	左衛門少尉	檢非違使	源為義		中記目録

年月日	事項	律令官制	令外官	人名	位	典拠
286 大治4.1.20	兵衛佐公行雑色・基隆朝臣雑色闘諍、逮捕	左衛門少尉	檢非違使	源為義		長秋記
287 大治4.4月	海賊追捕	右衛門少尉	檢非違使	藤原盛通	從五位下	
288 大治4.11.11	興福寺内で殺傷事件	備前守		平忠盛		朝野群載
		右衛門少尉	檢非違使	藤原盛通	從五位下	中右記・長秋記・興福寺別当次第・百練抄・十三代
		左衛門少尉	檢非違使	源光信	從五位下	要略・醍醐雜寺記ほか
		左衛門少尉	檢非違使	源為義		
		左衛門尉	檢非違使	平盛兼	正六位	
		左衛門少尉	檢非違使	源義成		
		右衛門少尉	檢非違使	平正弘		
			檢非違使	—		
289 大治5.6.7	皇后宮の侍者等闘乱		檢非違使	—		中右記
290 大治5.7.24	有賢、院武者所の衆と闘争す	左衛門権佐	檢非違使	藤原顕能		長秋記
291 大治5.11.12	自称源義親追捕	左衛門尉	檢非違使	平盛兼	正六位上	中右記・長秋記・知信朝臣記・百練抄ほか
292 長承1.8.17	公伊法印を捕縛	左衛門少尉	檢非違使	源為義		中右記
293 長承2.7.21	延曆寺闘争		檢非違使	—		中右記・長秋記
294 長承3.⑩.12	海賊追捕	兵衛尉	—	平家貞		中右記
295 保延1.3-8月	海賊追捕	備前守		平忠盛	從四位下	中右記・長秋記ほか
		馬允		平維綱		
		国内猛者				
296 保延5.12.2	延曆寺僧徒・別当が争う		檢非違使	—		百練抄
297 康治2.6.13	源頼盛・源惟正闘争	左衛門尉	檢非違使	源為義		本朝世紀
298 久安5.2.22	使庁下部、散位光業に恥辱		檢非違使	源為義		本朝世紀
299 仁平1.8.26	齋宮齋院使凌礫の少監物藤原仲盛・縫殿大夫行康を譴責		檢非違使	—		本朝世紀・百練抄
300 仁平3.6.1	石清水八幡宮宿院濫行、殺傷	左衛門尉	檢非違使	平助永	正六位上	本朝世紀
301 仁平3.6.5	合戦	左衛門尉	—	源頼方		本朝世紀
		右衛門権少尉	檢非違使	源義康		
302 仁平3.6.6	頼長侍が賀茂社に乱入	左少史		伴広重		兵範記・本朝世紀・百練抄
		頭右大弁	藏人	藤原朝隆		
		権大納言		藤原宗能		
303 仁平3.6.4	石清水社宿院濫行	左衛門尉	檢非違使	平助永		本朝世紀・兵範記
304 久寿1.9.27	殺人犯逮捕	右衛門少尉	檢非違使	源資経		台記

表2 強訴主体一覧

1	長暦 3.2.18 延暦寺	『扶桑略記』『百練抄』ほか	「武士」
2	承暦 3.6.2 延暦寺	『為房卿記』『百練抄』『扶桑略記』	
	前下総守源頼綱・甲斐守源仲光・前陸奥守源頼俊・檢非違使大夫尉平季衡・右衛門尉檢非違使平紀国・左衛門尉檢非違使紀章成・右衛門志檢非違使宗岡信良・右衛門府生檢非違使安倍頼重・右衛門尉平正衡・右衛門尉平宗盛		
3	永保 1.8.1 三井寺	『水左記』	檢非違使 (「武口口」)
4	永保 1.9.14 延暦寺・園城寺	『水左記』『為房卿記』ほか	「武門輩」 檢非違使
	前下野守源義家		
5	嘉保 2.10.23 延暦寺	『中右記』『十三代要略』『百練抄』ほか	「武士」「武勇之士」 檢非違使
	美濃守源義綱・中務丞源頼治		
6	康和 4.9.3 興福寺・東大寺	『殿曆』『中右記』ほか	「四面郷並庄諸人兵士等」
7	長治 2.10.30 延暦寺	『殿曆』『中右記』『百練抄』ほか	「武勇士」 檢非違使
8	嘉承 1.9.30 興福寺	『中右記』『殿曆』	
	左衛門尉檢非違使源師行		
9	嘉承 2.10.6 延暦寺	『殿曆』	源義綱 「武者」
10	天仁 1.3~ 延暦寺	『殿曆』『中右記』『百練抄』『一代要記』	
	「武士」「兵士」「源氏平氏」「天下弓兵之士」「武勇之輩」 檢非違使		
11	永久 1.4~ 延暦寺	『殿曆』『百練抄』『皇年代略記』『皇代曆』ほか	
	左衛門少尉檢非違使藤原盛重・右衛門少尉檢非違使源重時・左衛門尉檢非違使平忠盛・右衛門少尉檢非違使平宗実・檢非違使源為義		
12	永久 2.7.26 延暦寺	『中右記』	
	大夫尉平忠盛・檢非違使志大江行重・檢非違使藤原盛道・檢非違使橘説兼・檢非違使平繁賢・檢非違使伴有貞		
13	永久 2.8.13 延暦寺	『中右記』	
	檢非違使安倍資清・平忠盛		
14	永久 4.10.16 園城寺	『殿曆』『皇代曆』	檢非違使
15	元永 1.5.22 延暦寺	『中右記』	檢非違使並下人等／北面人郎等
16	保安 4.7.4 延暦寺	『十三代要略』『百練抄』ほか	
	越前守平忠盛・檢非違使源為義		
17	保延 3.2 延暦寺	『百練抄』	「武士」
18	久安 3.6~ 延暦寺・祇園社	『天台座主記』『本朝世紀』『台記』	「諸国兵士」「源氏平氏輩」
	左衛門尉檢非違使源近康・左衛門尉檢非違使源秀頼・右衛門尉公俊・左衛門大尉檢非違使源為義・檢非違使源親康・檢非違使平正弘・左衛門尉檢非違使源光保・右馬助平貞賢・主殿助源時光・源重成・平盛時・源親弘・(代官) 源義康・源義貞・河内守源秀範・隱岐守平繁賢・佐渡守平盛兼・		
19	久安 4.8.26 延暦寺	『台記』	「勇敢之士」「六軍之兵」
20	久安 6.8.5 興福寺	『本朝世紀』『台記』『朝隆卿記』『公通卿記』『公卿補任』ほか	
	左衛門尉源頼方・檢非違使源光保・右衛門尉檢非違使平家弘		
21	仁平 2.6.9 仁和寺	『本朝世紀』『兵範記』	檢非違使
	左衛門大尉檢非違使源為義		

参考 衣川仁「強訴考」(『史林』八五一五、二〇〇二年)

囲みは武官以外の動員、「イタリック体」は官職の曖昧な表記

註

- (1) 『令集解』職員令衛門府・衛士府・兵衛府条には各所の警備・巡検、官人統制、武器の管理が共通して挙げられている。彈正台は非違檢察も行う。
- (2) 武官研究の代表的なものとして、谷森饒男『検非違使を中心としたる平安時代の警察状態』(柏書房、一九八〇年、初出一九二一年)、大饗亮『律令制下の司法と警察——検非違使制度を中心として——』(大学教育社、一九七九年)、小川清太郎『検非違使の研究——序例の研究——』(名著普及会、一九八八年、初出一九三八年)、笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)、同『古代国家と軍隊』(講談社学術文庫、二〇〇四年、初出一九七五年)など。武芸を中心とした武官の年中行事研究の代表的なものとして大日方克己『古代国家と年中行事』(講談社学術文庫、二〇〇八年、初出一九九三年)。
- (3) 廳谷寿『十世紀における左右衛門府官人の研究』(『平安博物館研究紀要』四・五、一九七一・七四年)、森田悌『平安中期左右衛門府の考察』(『金沢大学教育学部紀要』二四、一九七五年)。
- (4) 佐々木恵介『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運営(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三年)、鳥谷智文『王朝国家期における近衛府府務運営の一考察——『小右記』を中心として——』(『史学研究』一九九、一九九三年)、『王朝国家期における近衛府大将の役割——『小右記』を中心として——』(『松江工業高等専門学校研究紀要 人文・社会編』三五、二〇〇一年)。
- (5) 丹生谷哲一『検非違使——中世のけがれと権力——』(平凡社ライブラリー、二〇〇八年)。
- (6) 石井進『鎌倉武士の実像——合戦と暮しのおきて——』(平凡社、二〇〇二年)。
- (7) 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』(吉川弘文館、一九九八年)。
- (8) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)、近藤好和『中世武士論の前提——律令制下における弓箭の位置——』(同『中世的武器の成立と武士』所収、吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (9) 前田禎彦『検非違使別当と使庁——庁務の構造と変遷——』(『史林』八二—一、一九九九年)、告井幸男『摂関期貴族社会の研究』(塙書房、二〇〇五年)、佐藤全敏『彈正台の弾と京中巡察を巡って』(『日本歴史』七七二、二〇〇二年)など。
- (10) 平将門が貴族社会や武士の発生に与えた影響については川尻秋生『戦争の日本史四 平将門の乱』(吉川弘文館、二〇〇七年)など一連の論考を参照。
- (11) 戸田芳実『中右記——躍動する院政時代の群像——』(そして、一九七九年)参照。
- (12) 武官が関与するのは表1—281/282の二例のみ。281は

源義親を自称した何者かの追討、282は系図史料のため官職が不明である。どちらも特殊な事例とみてよい。

(13) 三〇四例中、檢非違使尉・衛門尉が追捕に当たたる事例が一二四例。檢非違使大夫尉を追捕尉と呼ぶが、本稿では衛門府が檢非違使の尉官（兼官含む）の場合に使用した。

(14) 『政事要略』卷六一所収貞観十二年七月二十日檢非違使別当宣で、強窃二犯・殺害・鬪乱・博戯・強奸に限定される。

(15) 近衛府の将官以上・兵衛府の佐官以上は除く。

(16) 寛平三年七月七日嵯峨山陵不審火では、修理職に諸衛が同行した（『日本紀略』同日条）。

(17) 夜行とは一般に夜間の警邏を指す。十一―十二世紀半ばでは、群盜の風聞があつた際に行われた。本稿では「夜行」の言葉を用いるが、「大索」「捜盜」「巡察」なども使用される。夜行が行われる場合、それ以前に実害が出ている場合と、天徳四年十月二日のように風聞（将門子息入京の風聞）で行われる場合の両方がある。先行研究には山田充昭「檢非違使成立期前後の京中警備の実態」（『日本史研究』四〇六、一九九六年）、とくに武士と武官の関わりでは高橋昌明「武官系武士と軍事貴族」（前掲註人所収）。

(18) 将門の蜂起が国家に対する反逆と認識されるのはこの年の閏七月のことであるので、この段階ではいまだ地方の反乱扱いであったと考えられる（川尻前掲一〇論文ほか）。この時期はまだ東国での影響が平安京内には出ておらず、

乱と関係する事項でない判断し取り上げた。なお承平年間以前にも群盜の記事がみえ、夜行が行われている。

(19) 京内と近郊地域の夜行には馬が必要となるが、この分配は馬寮の役目である。諸卿に馬の用意が指示された場合、一度馬寮に集約してから分配されることになる（表1―35）。

(20) 陣直については鈴木裕之「吉上」について―平安中後期の衛府活動実態の一端―（『日本古代学』五、二〇一二）など参照。黄仕丁・陣官とも書く。

(21) 拙稿「部領使について」（『人間文化創成科学論叢』一一、二〇〇九年）。

(22) 檢非違使を派遣して「京辺」を捜査し、追捕できなかった場合には国の追捕に任せた例もある（表1―63）。この他、京内での犯罪者が地方に逃げ込んだ場合、まず当該国司や荘園領主に対して宣旨が下り、捕獲に動いた事例がまみえる。

(23) 元木泰雄「撰関家における私的制裁について―十一・十二世紀を中心に―」（『院政期政治史研究』所収、思文閣、一九九六年。初出一九八三年）。

(24) 表1―196『永昌記』天永二年十一月二十一日条に引用された藤原忠実の見解は「殿下仰云、御堂御記、山階寺召進犯人可_レ給_三氏檢非違使_一者、仍召_三藤原朝臣盛重_一也。案_レ之、大小諸事可_レ被_レ仰_三氏人_一歟、故右大丞執事之日、雖_三異姓_一旁以奉行」とある。必ずしも一般化した認識ではな

かったようだが、「氏檢非違使」や院政期の摂関家の認識に注目したい。

(25) 既に捕獲された下手人を本主から受け取る、下手人が本主に拘禁された状態で調査を行うことも多い。表1—80では藤原道長邸南僧房に強盗犯が潜み、道長に事情を説明した上で檢非違使らが捕らえている。前掲注九告井氏論文では、権門勢家の邸宅のアジール性について触れている。

(26) 『日本紀略』三月十日条によると、その後強盗は梟首。

(27) 滝川政次郎「事発日記と問注狀—序例における証拠法の發達—」(『律令制及び令外官の研究』所収、一九六七年、角川書店)。

(28) 註九前田氏、『中右記』永久二年条による。事例が多すぎるため挙げないが、『中右記』永久二年の記事によると、別当宗忠はほぼ毎日、このような政務をこなした。

(29) 横澤大典「白河・鳥羽院政期に於ける京都の軍事警察制度」(『古代文化』五四ノ四、二〇〇二年)。

(30) 佐々木恵介「檢非違使別当としての藤原実資」(鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』所収、吉川弘文館、二〇一二年)。

(31) 第二章二節で挙げた『中右記』永久元年四月二十九日条破線部は、檢非違使別当の頭越しに、院が檢非違使官人に指示を出すことを憤慨する宗忠の言い分である。同様の意見は檢非違使別当藤原頼宗が道長の介入を理由に辞任の意を漏らしたことも表れている(『小右記』寛仁三年十

一月十六日条)。別当と権門の關係は稿を改めたい。

(32) 強訴については衣川仁「強訴考」(『史林』八五—五、二〇〇二年)。

(33) 庄司浩「僧兵強訴と檢非違使—防禦組織の性格—」(『軍事史学』二四—四、一九八九年)。

(34) 例えば『小右記』長和三年四月二十一日条は「今朝四条大納言(公任)密々示送云、使庁事極多_三奇事_一、是兼案也、面可_三談說_一者、誠雖_三婿公_一不_レ從_三諷諫_一、使庁狼藉不_レ如_三今時_一、看督長・放免等横_三行京中_一、切_三市女笠_一、又別当(教通)舍人等同切云々、市女笠非_三禁制物_一、仮令雖_三禁物_一、看督長・放免・別当_二下人破却、太奇怪也、別當年齒極若、又無_三才智_一、暗夜暗夜又暗夜也、京畿之間、昏乱無_レ度、使_レ鼻如_レ口、聖人鑑戒而已」と教通の仕事ぶりを痛烈に批判しているが、これが一般的なのではなく、実態から逸脱しているからこそその非難ではなからうか。

(35) 野口実「秀郷流藤原氏の基礎的考察一・二」(『古代文化』二九—七、三三—三、一九八一—八二年)、根本隆一「摂関期の檢非違使尉の家系」(『駒沢史学』六一、二〇〇三)などを参照した。また魚名流と秀郷流とで区別しているが、秀郷は魚名子孫である。

(36) 前掲三五根本氏論文。

(37) 表1—287/295忠盛の海賊追捕など。為義の事績は米谷豊之祐「源為義 其の家人・郎従の結集・把持—武家政権

樹立前後における武士団棟梁の苦悩―(『大阪産業大学論集』人文科学編三八、一九七四年)を参照。

(38) 追捕に当たった者のうち官職と姓名が明確な者は、

「天慶の乱、軍事的配置・軍事功労者一覽」(岩井市史編さん委員会編『平将門資料集―付藤原純友資料』)、新人物往来社、二〇〇二年)を参照すると、以下の通りである。

【将門】征東大將軍・右衛門督藤原忠文／征東副將軍・東海道追捕使藤原忠舒、相模介藤原国幹、武藏介源経基、源就国、上野介大監物平清幹／征東軍監・橘定平、清原滋藤／押領使・下野掾藤原秀郷、武藏権介小野諸興、相模権介橘是茂／追捕使・東山道右衛門少尉小野惟幹／東国掾(上総)平公雅、遠江掾橘遠保、常陸掾左馬允平貞盛、下総権少掾平公連。

【純友】征西大將軍・参議備前守藤原忠文／征西副將軍・(平貞盛)／追捕凶賊使・右近衛少将小野好古、次官・大宰少式源経基、判官・右衛門尉山崎実警固使藤原慶幸、主典・右衛門志大藏春実／大宰府追捕使・兵庫允左衛門尉在原相安、伊与国警固使橘遠保、讃岐警固使坂上敏基、備後警固使(姓欠)義友／讃岐介藤原国風、兵庫允賀茂貞行。

(39) 忠常の乱(長徳元年)は当初、追討使は右衛門尉・檢非違使平直方。のち甲斐守源頼信。忠常の乱当時の動員は不明。『今昔物語』等によれば、頼信はこれ以前に常陸在庁官人・郎等、平維時らを動員し忠常を家人としていた。

(40) 前九年合戦で源頼義が動員した者は次の通り(『陸奥

話記』『水左記』などを参照)

【東国】藤原則明、清原貞広、大宅光任、藤原範季、藤原景通、安倍師方、大原信助、刑部千富、紀末武、清原貞廉、佐伯元方、菅原行基、平時経、平真平、橘孝忠、藤原兼成、藤原時経、藤原光貞、丸子弘成、藤原光貞、源親季、源真清、藤原景季、大伴員季、佐伯経範、和氣致輔、紀為清、深江是則、藤原茂頼、藤原季俊、物部長頼。

【陸奥】金為時、下毛野興重、安倍富忠、宇曾利、仁土呂志、鉈屋、藤原経清、平国妙、吉彦武忠、吉彦秀武、清原武貞、清原武則、清原光頼、清原武道、橘貞頼、橘頼貞。後三年合戦で源義家が動員した者は次の通り(『奥州後三年合戦絵詞』などを参照)

【東国】兵藤正経、伴資兼、鎌倉景正、三浦為次、腰季方、末割惟弘、紀七、高七、宮藤王、季武、藤原資道(通)、大宅光房、源直、源重宗、藤原実清。

(41) 『平安遺文』四九〇上野介申請雑事は押領使として隨兵二〇名を申請する。

(42) 朝野群載については生島修平・森公章、柴井千佳『朝野群載』卷二十二「国務条々」校訂文(案)と略註(『白山史学』四六、二〇一〇年)、朝野群載研究会『朝野群載』卷二二校訂と註釈四一六(『東京大学日本史学研究室紀要』一四―一六、二〇一〇―一三年)。受領郎等については中原俊章「国衙支配と地下下人」(『中世公家と地下下人』吉川弘文館、一九八七年)、森公章「在庁官人と武

士の生成」(吉川弘文館、二〇一三年)などを参照。

(43) 前掲註六ほか。

(44) 米谷豊之祐「源為義 其の家人・郎従の結集・把持―武家政権樹立前夜における武士団棟梁の苦悩―」(『大阪産業大学論集』人文科学編三八、一九七四年)、高橋昌明『清盛以前』(平凡社、二〇一一年。初出一九八四年)。

(45) 『中外抄』では為義父祖の義家や頼信も挙がっている。

(46) 摂関期でも棟梁級の武士は追捕にあまり見えない。源満仲の名は表1中に散見するが、このほとんどで満仲は被害者か、現場に居合わせたための行動である。

(47) 義家以降に河内源氏内で棟梁が確立するのは、早くても保元の乱後の義朝か、鎌倉幕府成立後の頼朝を待つべきであろう。

(48) 臈谷寿『源頼光』(吉川弘文館、一九六八年)、元木泰雄『源満仲・頼光』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)。

(49) 『保元物語』上「官軍勢汰へ並びに主上三條殿に行幸の事」。

(50) 注三八―四〇の動員を参考。なお、将門も忠常も、追討の対象とならぬように権門を通じて訴えている。

(51) 『類聚三代格』寛平七年十二月三日太政官符、『権記』長徳四年十二月十四日条など。

(52) 石井氏前掲註六。また前掲の忠常の乱での動員が、のちの前九年合戦での動員に影響を与えている。また源義朝大庭御厨濫行と保元の乱、源義平の大蔵合戦と平治の乱と

の関連からも、同様の傾向が読み取れる。

(53) 正盛の海賊追捕は、在地において自身の勢力外の集団を捕えたとすぎないと指摘されている(『中右記』)。

(54) 前掲註四九。また源平内乱期における源氏と平氏の権威が、地方武士団間の闘争に影響を与えたと指摘した川合康氏の見解が参照される(川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ―治承・寿永内乱史研究―』、講談社学術文庫、二〇一〇年。初出一九九六年)。

(55) 井上満郎『鎌倉幕府成立期の武士』(『平安時代軍事制度史の研究』、吉川弘文館、一九八〇年)。

(56) 陣中への弓箭持ち込みの禁止については表1―101や前掲『小右記』長和五年三月二十日条、『小右記』治安三年四月七日条。「帯弓箭者」は一度捕らえられ弓箭を取り上げられたが、返却されると矢を射かけた。詳細は不明。

(57) 高橋氏前掲八所収「武官系武士から軍事貴族へ」によれば、弓箭帯同は原則禁止であり、大索などに際して、武官や軍事貴族のみが許可を得て携行出来るとする。

(58) 『延喜式』、『宇治拾遺物語』十五「門部府生海賊射返す事」など。近衛府下級官人である府生の昇進で能射はしばしば昇進の条件となった。部領使への就任もまた、能射が一つの条件であった(前掲拙稿二二)。武官と射芸については、下級官人に限らないが、山本佳奈「射場始・殿上賭弓における「中科」」(『史人』四、二〇一二年)。

(59) 近藤氏註八、高橋昌明「遊興の武、辟邪の武」(前掲

八所収)。なお武士と武官の関わりにおいて、立場が異なるのが相撲節会である。朝廷の年中行事であった相撲節会において、相撲を取る相撲人が近衛白丁に擬制されることがある。のちに武士が相撲人として見えるのに対し、近衛府官人は相撲人を引率する部領使の役目を担い、相撲は取らない。時代が下って北面・西面の武芸は秋山喜代子『中世公家社会の空間と芸能』（山川出版社、二〇〇三年）などで触れられているが、今後の課題としたい。

（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）